

平成 27 年度 海岸漂着物処理推進法
施行状況調査結果

目次

1	地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）	4
2	海岸漂着物対策推進協議会について（法第 15 条関係）	6
2-1	海岸漂着物対策推進協議会の組織状況	6
2-2	平成 27 年度に開催した協議会について	8
2-3	海岸漂着物対策推進協議会における協議事項	12
2-4	海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠	13
2-5	海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選	14
3	海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項）	15
4	海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）	17
5	海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）	19
5-1	調査実施状況	19
5-2	調査内容	20
5-3	活用方法	21
6	ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）	22
7	民間団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）	26
7-1	連携・活動に対する支援の実例	26
7-2	安全配慮の実例	29
7-3	連携している、又は連携が想定される民間団体等	30
8	海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）	31
9	その他発生抑制対策について（法第 23 条、26 条、27 条）	37
9-1	発生抑制対策として波及効果が期待される実例	40
9-2	発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題	44
9-3	発生抑制対策に係る今後の予定	49
10	海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第 28 条）	51

1 0-1 取組みの実施状況.....	51
1 0-2 成果の概要.....	55
1 1 海岸漂着物対策事業に係る事業費等（法第 29 条）.....	57
1 1-1 事業費等.....	57
1 1-2 「その他」の内容.....	59
1 2 海岸漂着物の未回収物の事例.....	60
1 3 各都道府県別、海岸漂着物対策の選任担当の設置状況.....	61
1 4 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たって の課題.....	62

1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）

地域計画の策定状況及び策定予定時期について、表 1-1、図 1-1、図 1-2 に示した。

平成 27 年度には 7 道県が新たに計画を策定し、策定済みとしたのは合計 35 都道府県であった。策定予定のない県は「今のところニーズがない」（岩手県）「震災及び放射性物質汚染廃棄物処理対応中のため」（福島県）「内陸県であり海岸線を有していないため」等（他 8 県）を回答している。地域計画を策定した都道府県数の推移については図 1-3 に示した。

表 1-1 平成 27 年度地域計画の策定状況

策定状況	都道府県数	都道府県名
策定済み	35	平成26年度以前：青森県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 平成27年度：北海道、宮城県、秋田県、富山県、静岡県、岡山県、大分県
策定中	2	平成28年度予定：大阪府 平成29年度予定：広島県
未策定	10	策定予定なし：岩手県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県
計	47	

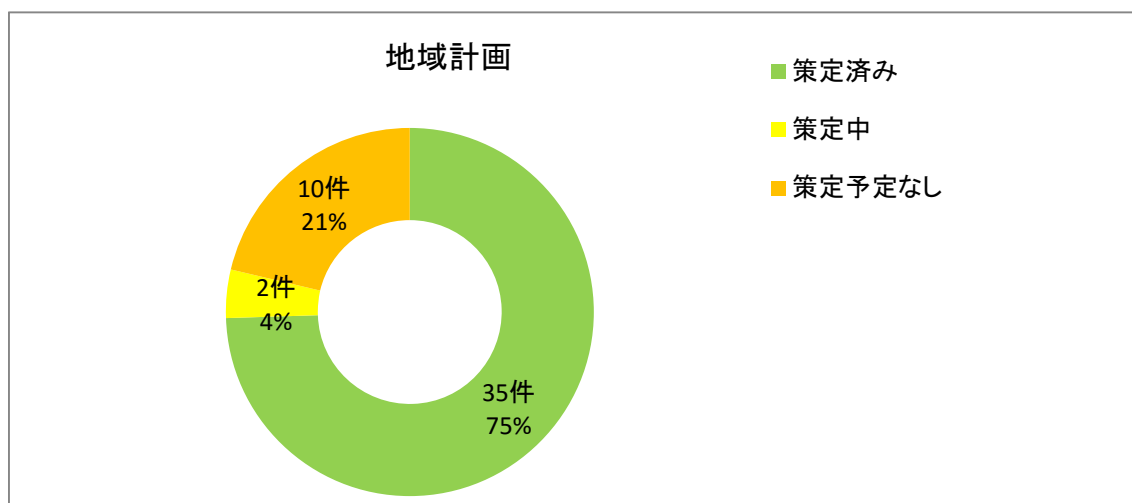


図 1-1 平成 27 年度の地域計画の策定状況（割合）

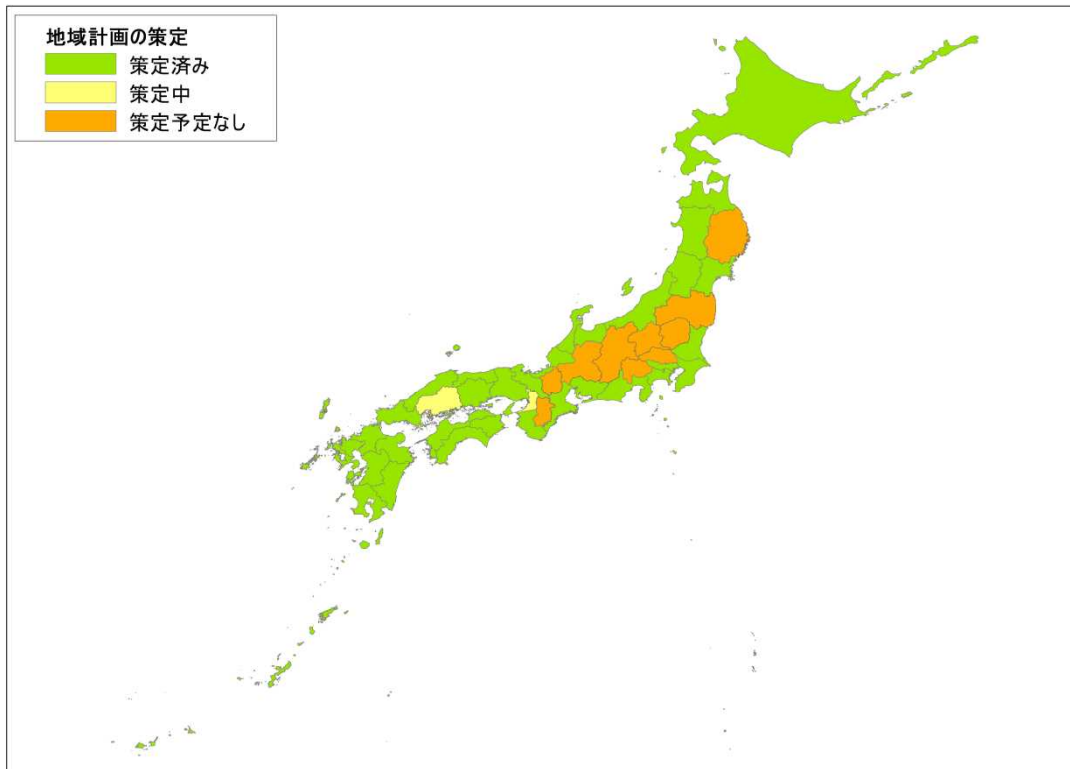


図 1-2 平成 27 年度の地域計画の策定状況

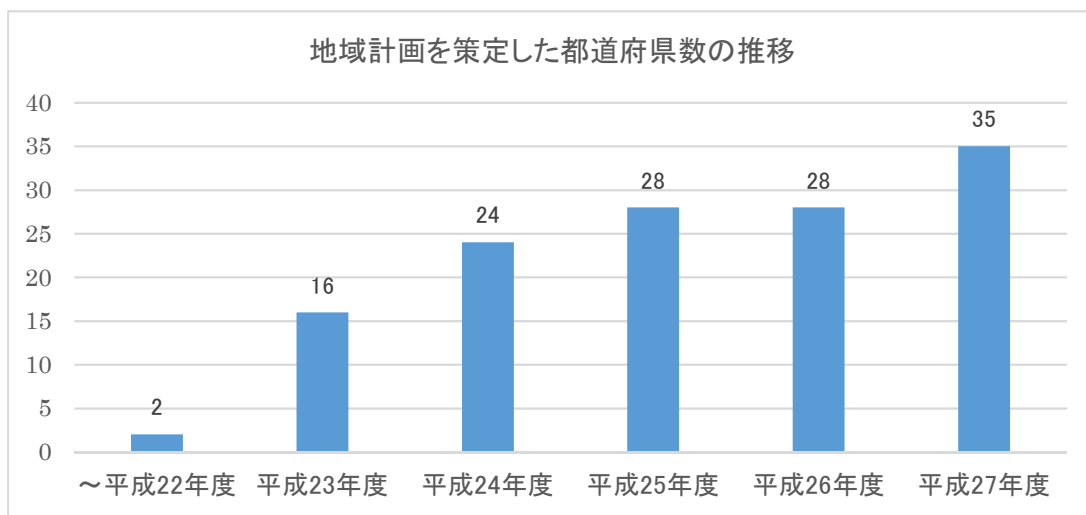


図 1-3 地域計画を策定した都道府県数の推移

2 海岸漂着物対策推進協議会について（法第 15 条関係）

2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表 2-1、図 2-1、図 2-2 に示した。

協議会が組織済みである自治体は 23 道府県であり、全体の 49%であった。組織予定なしとした 21 道府県のうち、6 都県が「他の組織で対応している」と回答し、15 府県で「ニーズが無い」「協議事項が無い」等、協議会組織の必要性がないという主旨の回答が得られた。

福井県からは「関係する団体等が連携しつつ、各々の取組みを実施しており、現状、特に不具合がない」、広島県からは「今年度、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく湾灘協議会を設置予定」と回答があった。この他宮崎県からは「組織したが廃止した。地域計画変更など必要性が出てくれば再度協議会を組織する」といった旨の回答が、福島県からは「震災及び放射能物質汚染廃棄物処理対応中のため予定がない」という回答が得られた。

表 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

組織状況	都道府県数	都道府県名
組織済み	23	平成 26 年度以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
組織予定あり	1	平成 28 年度：愛媛県
組織予定なし	21	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、奈良県、広島県、宮崎県 (組織予定なしのうち、他の組織で対応している都県) 宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、岡山県、高知県
検討中	2	鳥取県、島根県
計	47	

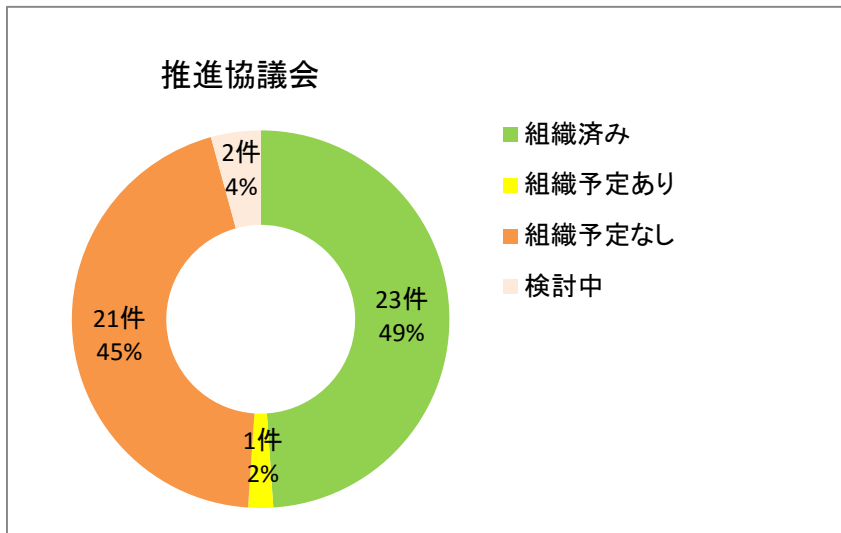


図 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（割合）

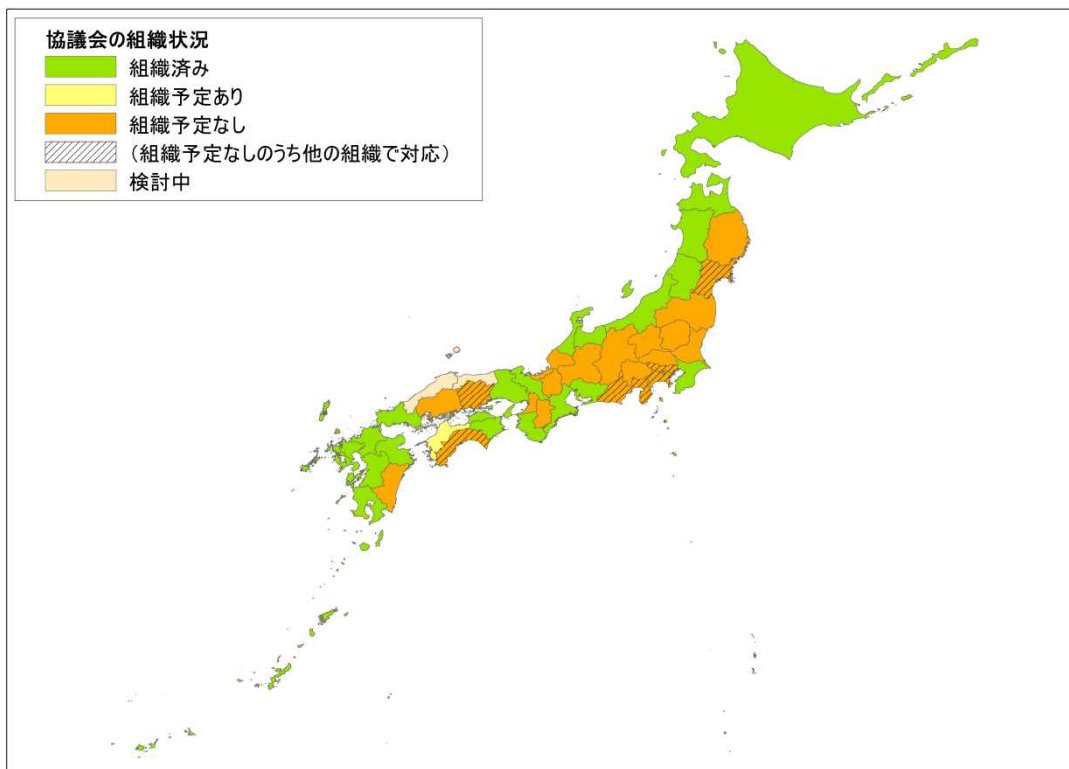


図 2-2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

2-2 平成 27 年度に開催した協議会について

2 協議会の開催状況

2-1 において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した都道府県（23 道府県）の海岸漂着物対策推進協議会の開催状況及び開催回数について表 2-2、表 2-3、図 2-3～図 2-6 に示した。定期的な協議会の開催は 12 道府県で行っており、開催回数は 1 回が最も多かった。

表 2-2 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無

年間開催時期	都道府県数	都道府県名
定期開催	12	北海道、秋田県、山形県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、佐賀県、大分県、鹿児島県
不定期開催	3	香川県、福岡県、長崎県
開催なし	8	青森県、千葉県、新潟県、石川県、和歌山県、徳島県、熊本県、沖縄県
計	23	

表 2-3 海岸漂着物対策推進協議会の開催数

開催数	都道府県数	都道府県名
1 回	9	愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県
2 回	1	北海道
3 回	3	秋田県、富山県、香川県
8 回	1	大分県
計	14	

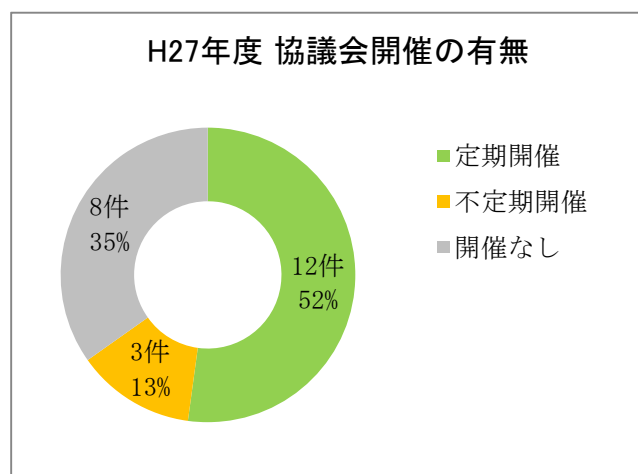


図 2-3 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無 (割合)

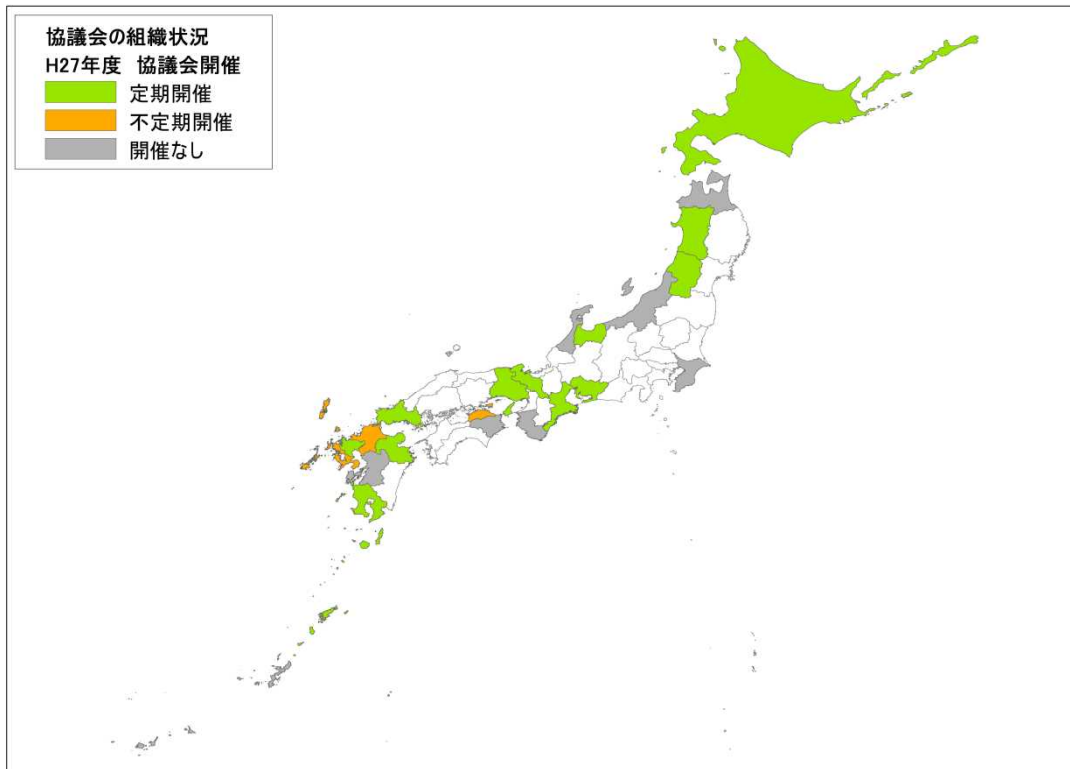


図 2-4 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無

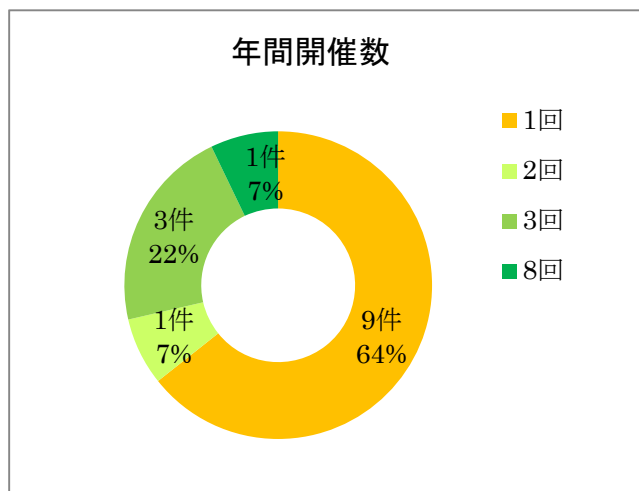


図 2-5 平成 27 年度海岸漂着物対策推進協議会開催数（割合）

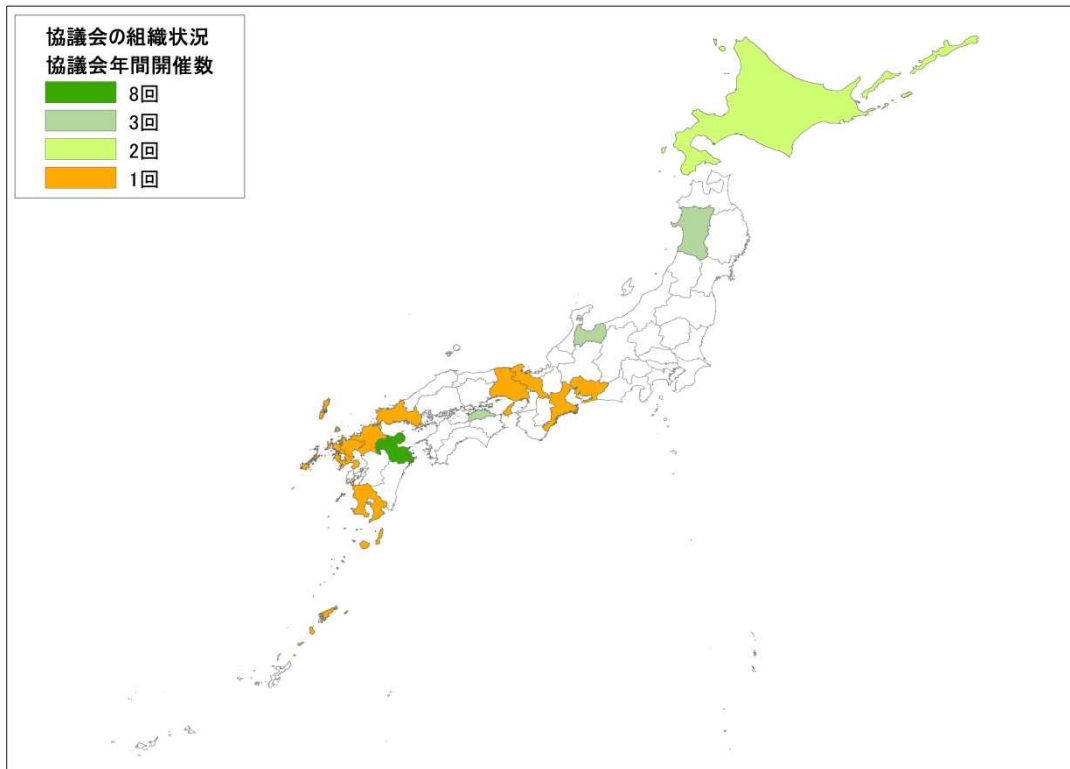


図 2-6 平成 27 年度海岸漂着物対策推進協議会開催数

① 協議会の構成

2-1 において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した都道府県（23 道府県）の海岸協議会の主な構成について、表 2-4、図 2-7 に示した。

協議会の構成員は、「都道府県の関係担当者」が最も多かった。「NPO、企業、その他団体」などの民間団体と連携がされているのは 10 府県であった。

表 2-4 協議会の構成（複数回答有）

構成	都道府県数	都道府県名
都道府県の関係担当者	14	青森県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県
NPO、企業、その他団体	10	青森県、山形県、神奈川県、新潟県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鹿児島県
学識経験者	9	青森県、山形県、新潟県、富山県、愛知県、和歌山県、山口県、長崎県、鹿児島県
国の関係担当者	8	秋田県、山形県、新潟県、愛知県、三重県、香川県、佐賀県、大分県
市町村の関係担当者	6	山形県、新潟県、愛知県、三重県、香川県、福岡県

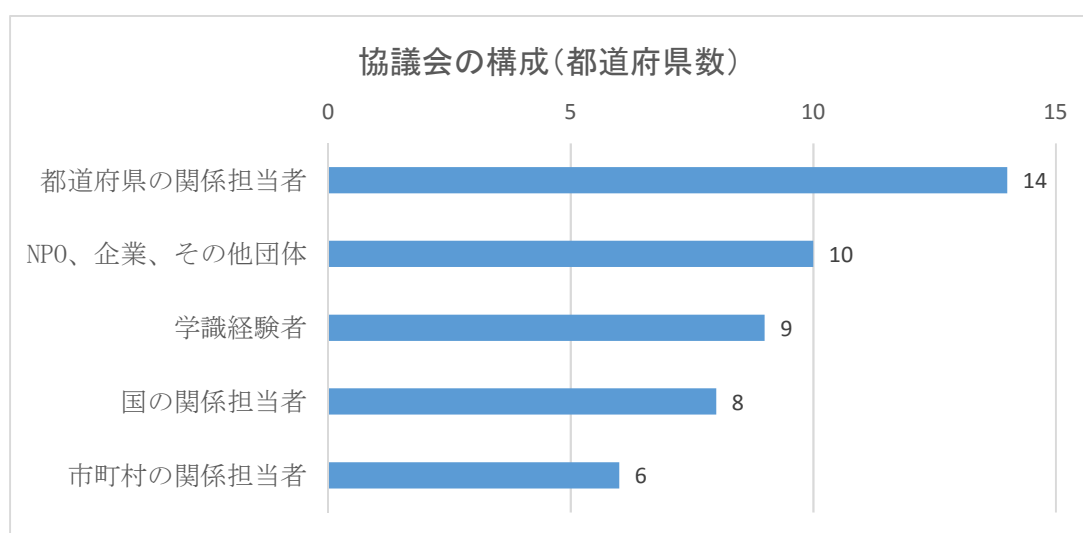


図 2-7 協議会の構成（複数回答有）

2-3 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項

2-1 において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した都道府県（23 道府県）の海岸漂着物対策推進協議会の協議事項について、表 2-5、図 2-8 に示した。

協議事項としては「事業実績・計画報告等」が 14 道府県と最も多く、次いで「地域計画の策定、改訂」という回答が多かった。

表 2-5 協議会における協議事項（複数回答有）

協議事項	都道府県数	都道府県名
事業実績・計画報告等	14	北海道、山形県、神奈川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、香川県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県
地域計画の策定、改訂	8	北海道、秋田県、富山県、愛知県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県
清掃活動等の促進に関する協議	2	香川県、鹿児島県
モニタリング調査について	2	山形県、香川県
災害等に伴う大量の海岸漂着物発生時における連絡体制について	1	大分県

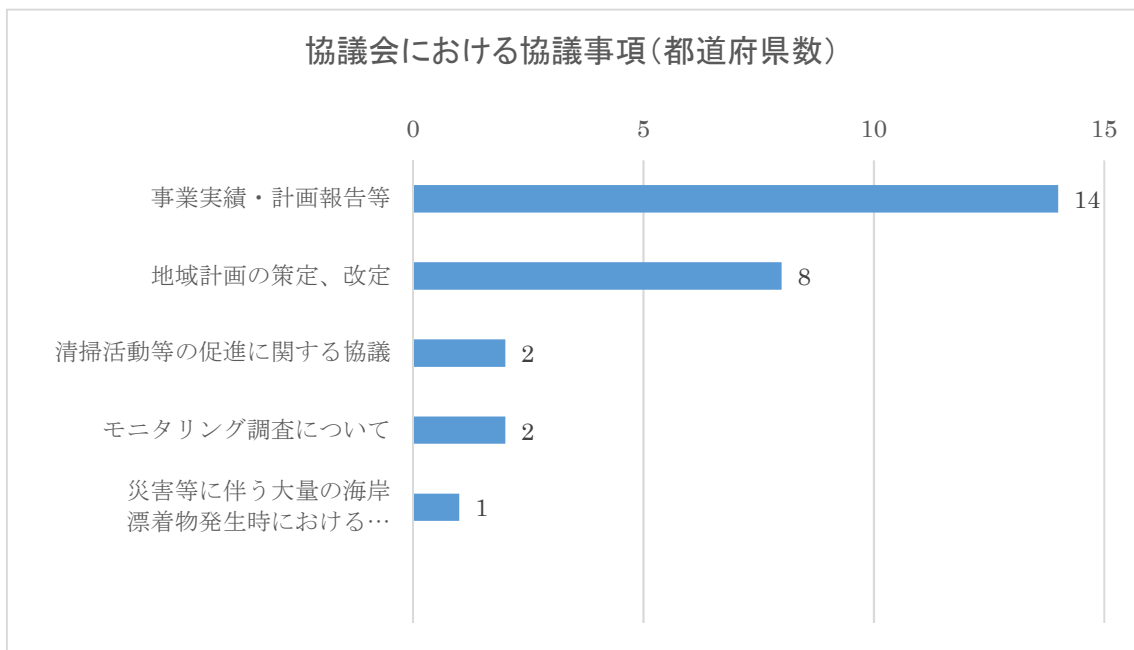


図 2-8 協議会における協議事項（複数回答有）

2-4 海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠

海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠（条例の制定等）の有無について、表 2-6、図 2-9 に示した。海岸漂着物対策推進協議会に対して設置根拠が設けられているのは 22 都道府県であった。

表 2-6 協議会の設置根拠の有無

設置根拠	都道府県数	都道府県名
根拠あり	22	北海道、青森県、秋田県、千葉県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県 <u>別の組織で対応</u> ：東京都、神奈川県 <u>H28 年度設置予定</u> ：愛媛県 <u>H24 年度に廃止</u> ：宮崎県
根拠なし	25	<u>組織あり</u> ：宮城県、山形県、石川県、静岡県、岡山県、山口県、香川県、高知県、熊本県 <u>組織なし</u> ：岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、広島県
計	47	

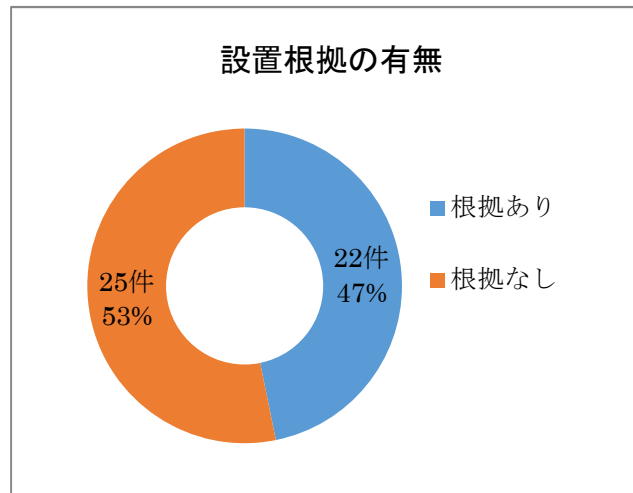


図 2-9 協議会の設置根拠の有無（割合）

2-5 海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選

2-1 において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した都道府県（23 道府県）の海岸漂着物対策推進協議会における、組織時から平成 27 年度末までの委員の改選の有無を表 2-7、図 2-10 に示した。改選があるのは 23 道府県のうち 11 県であった。

表 2-7 協議会における委員改選の有無

委員改選	都道府県数	都道府県名
改選あり	11	青森県、富山県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、香川県、長崎県、大分県、鹿児島県
協議会は組織済みだが改選はない	12	北海道、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、京都府、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県
計	23	

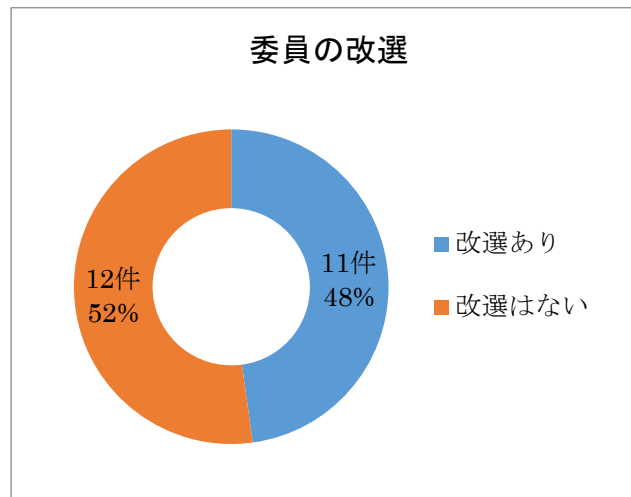


図 2-10 協議会における委員改選の有無（割合）

3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項）

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について、表 3-1、表 3-2、図 3-1、図 3-2 に示した。海岸漂着物対策活動推進員を委嘱済みと回答した都道府県はなく、1 県が委嘱予定あり、14 県が検討中と回答した。委嘱予定なしの理由としては、32 都道府県中 7 道県が「既存の取組みがあるため」と回答している。次に多い回答は「必要が無いため」が 6 府県であった。

表 3-1 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

委嘱状況	都道府県数	都道府県名
委嘱済み	0	
委嘱予定あり	1	徳島県
委嘱予定なし	32	青森県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県 既存の取組あり：北海道、神奈川県、石川県、鳥取県、福岡県、熊本県、大分県
検討中	14	秋田県、宮城県、千葉県、新潟県、富山県、三重県、兵庫県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、鹿児島県
計	47	

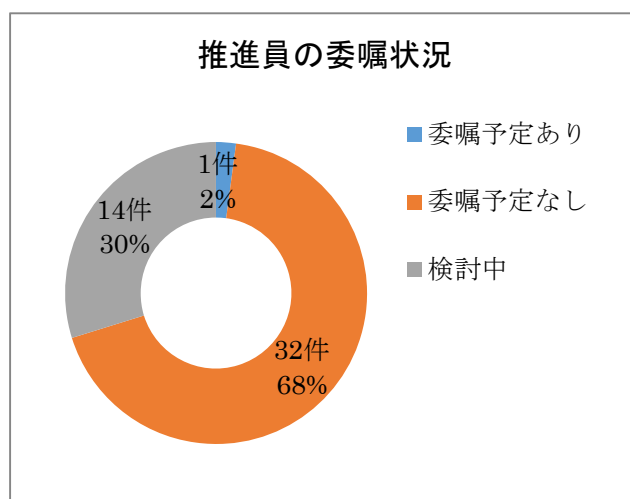
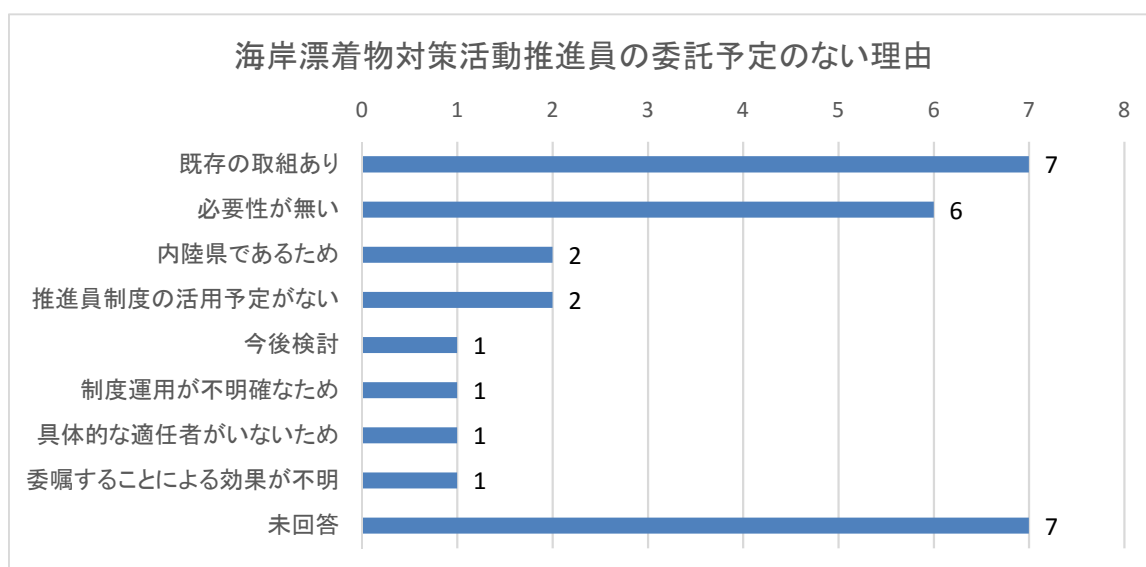


図 3-1 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（割合）

表 3-2 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱予定のない理由

委嘱予定のない理由	都道府県数	都道府県名
既存の取組があるため	7	北海道、神奈川県、石川県、鳥取県、福岡県、熊本県、大分県
必要性が無い	6	青森県、岩手県、茨城県、大阪府、佐賀県、沖縄県
内陸県であるため	4	栃木県、埼玉県、岐阜県、奈良県
推進員制度の活用予定がない	2	静岡県、和歌山県
今後検討	2	岡山県、広島県
制度運用が不明確なため	1	山形県
具体的な適任者がいないため	1	東京都
委嘱することによる効果が不明	1	宮崎県
未回答	7	福島県、群馬県、福井県、山梨県、長野県、滋賀県、京都府
合計	32	

図 3-2 海岸漂着物対策活動推進員の委託予定のない理由



4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について、表 4-1、表 4-2、図 4-1、図 4-2 に示した。

平成 27 年度の時点で、1 県が指定予定あり、14 県が検討中、32 都道府県が指定予定なしと回答した。指定予定なしの理由としては、32 都道府県中 7 道県が「既存の取組みがあるため」と回答している。次に多い回答は「必要が無いため」が 5 県であった。

表 4-1 海岸漂着物対策活動推団体の指定状況

指定状況	都道府県数	都道府県名
指定実績あり	0	
指定予定あり	1	徳島県
指定予定なし	32	青森県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、岐阜県、福井県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県 <u>既存の取組あり：北海道、神奈川県、石川県、愛知県、鳥取県、福岡県、熊本県、大分県</u>
検討中	14	宮城県、秋田県、千葉県、新潟県、富山県、三重県、兵庫県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、鹿児島県
計	47	

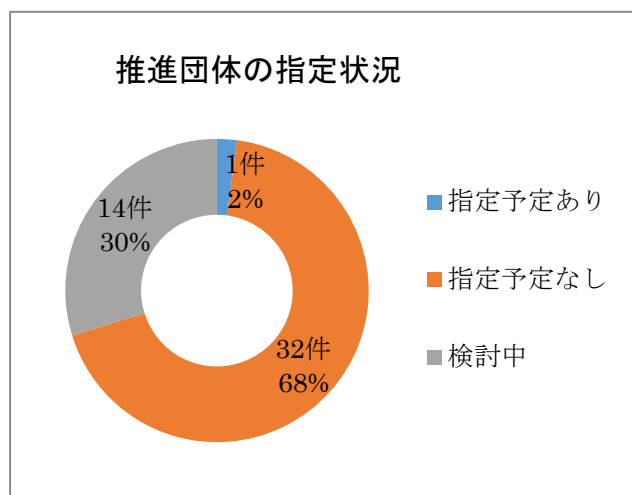


図 4-1 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（割合）

表 4-2 海岸漂着物対策活動団体の指定予定のない理由

委託予定のない理由	都道府県数	都道府県名
既存の取組あるため	7	北海道、神奈川県、石川県、愛知県、鳥取県、福岡県、大分県
内陸県であるため	5	栃木県、埼玉県、山梨県、岐阜県、奈良県
必要性が無い	4	青森県、岩手県、茨城県、佐賀県
効果が不明	2	宮崎県、沖縄県
推進員制度の活用予定がない	1	和歌山県
今後検討	1	岡山県
既に活動されている方々の自由な活動を尊重するため	1	熊本県
震災及び放射性物質汚染廃棄物処理対応中のため	1	福島県
未回答	10	山形県、群馬県、東京都、福井県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、広島県
合計	32	

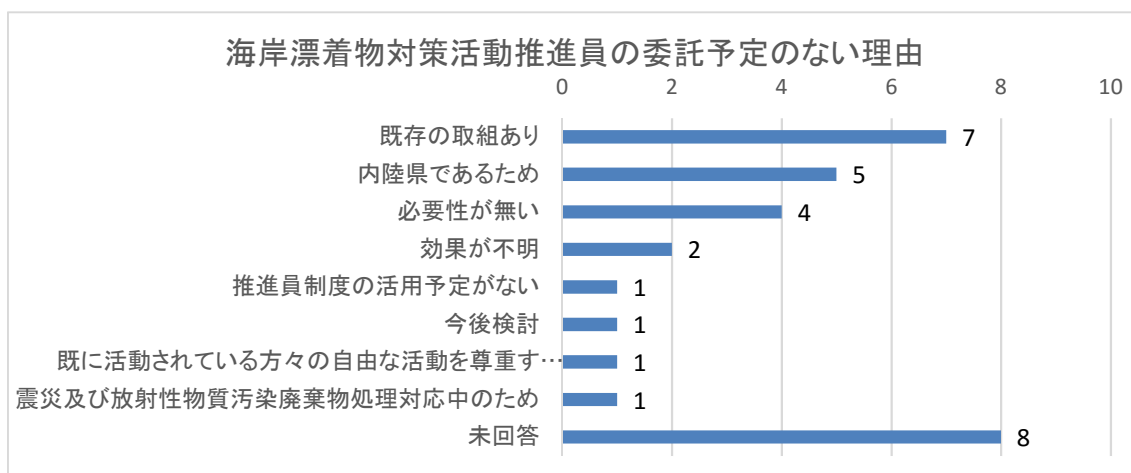


図 4-2 海岸漂着物対策活動推進員の委託予定のない理由

5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）

5-1 調査実施状況

海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について、表 5-1、図 5-1 に示した。全都道府県の 12 県（26%）が調査を実施していた。実施していないと回答した 35 都道府県のうち、9 都道県は平成 26 年度に調査を実施している。

表 5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
実施した	12	山形県、神奈川県、富山県、石川県、三重県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
実施していない	35	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県 <u>うち平成 26 年度実施：北海道、東京都、福井県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県、熊本県、大分県</u>
計	47	

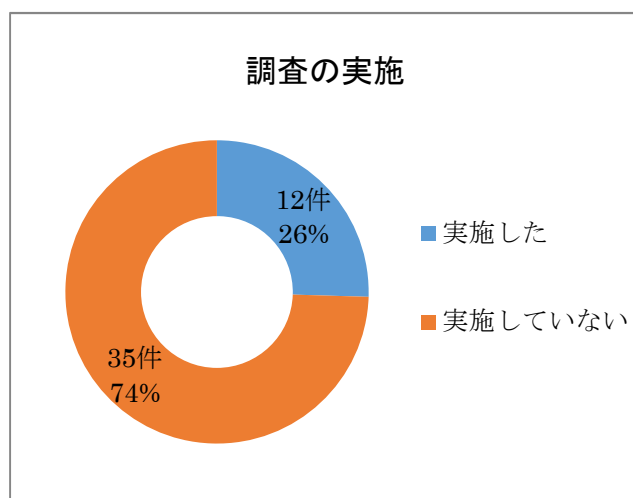


図 5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（割合）

5-2 調査内容

「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施した」と回答した12県の主な調査内容を表5-2、図5-2に示した。

調査の内容としては種類別・個数別等の詳細の調査が最も多く行われていた。また、4県では漂着ごみの種類別・個数別調査だけでなく漂着ごみを国内由来のものと国外由来のものに分ける国別調査が行われていた。

表 5-2 主な調査内容（12 県回答、複数回答有）

調査内容	都道府県数	都道府県名
種類別・個数別等詳細調査	11	山形県、神奈川県、石川県、三重県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
国別調査	4	石川県、山口県、長崎県、沖縄県
河川ごみの状況調査	1	香川県
県民参加型モニタリング調査	1	香川県
気象・海象・河川水位データの収集	1	三重県

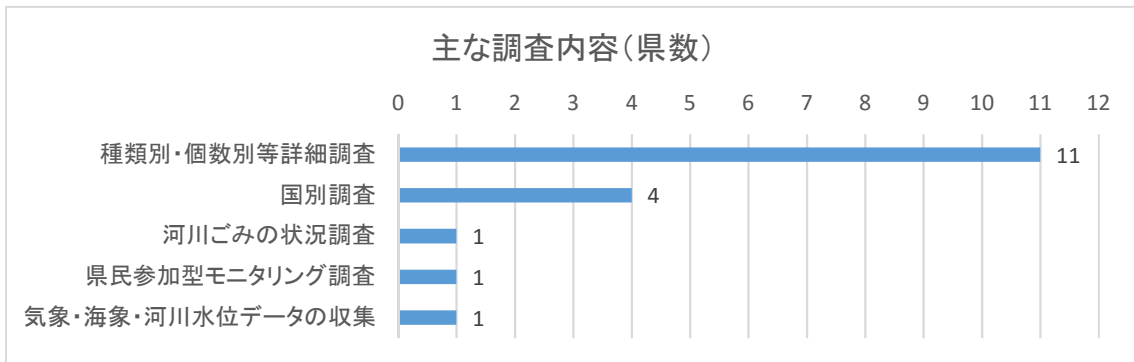


図 5-2 主な調査内容（12 県回答、複数回答有）

5-3 活用方法

「海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査を実施した」と回答した12県の主な調査結果の活用方法を表5-3、図5-3に示した。

「海岸漂着物対策の基礎資料」への活用という回答は6県となっており、最も多かった。

表 5-3 主な活用方法（12 県回答、複数回答有）

活用方法	都道府県数	都道府県名
海岸漂着物対策の基礎資料	6	石川県、三重県、鳥取県、島根県、山口県、沖縄県
啓発用リーフレット・基礎資料等	5	神奈川県、富山県、山口県、香川県、長崎県
発生抑制対策の企画・実施	4	富山県、香川県、長崎県、沖縄県
事業対象場所の選定	2	香川県、沖縄県
海岸の状況把握	2	山形県、沖縄県
効率的な回収・処理の検討	2	長崎県、沖縄県
計画的な清掃事業	1	山形県

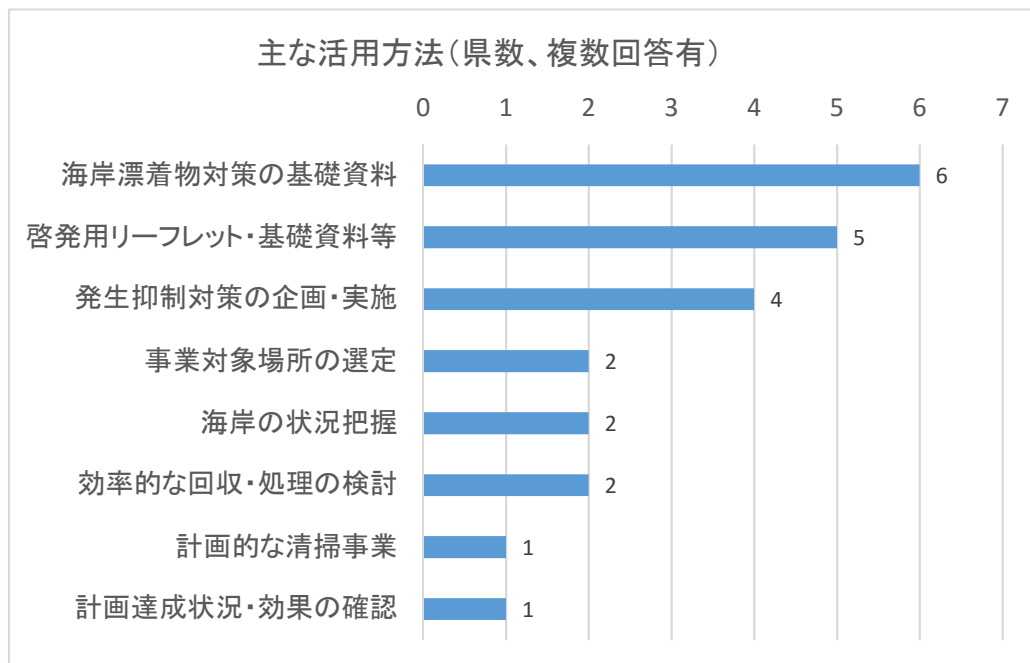


図 5-3 主な活用方法（12 県回答、複数回答有）

6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第23条）

都道府県等が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例について表6-1～表6-3、図6-1～図6-3に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、国の補助金補助金事業を利用したものについては、図中に「平成27年度補補助金」と記載した。国の補助金事業を利用した事業以外については「補助金事業以外」と記載した。

防止措置の実施については、全体として補助金を利用したものよりも都道府県が事業として行っているものが多かった。全事業の合計件数で最も多かったのは「パトロールなどの監視活動」であるが、15都道府県のうちで補助金を用いたものは2件である。不法投棄防止のための監視は、長期間にわたる継続的な活動が求められることから、都道府県として予算措置が行われているケースが多いと考えられる。

補助金事業の実例として目立ったものは、「啓発資材の作成・配布」や「看板・標識灯の設置」があげられる。これらは、一度作成・設置すれば長く使えるものであることから、都道府県が啓発を目的として補助金事業を積極的に活用した例といえよう。

表6-1 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(全事業の合計件数、複数回答有)

実例（平成27年度全体）	件数	都道府県名
パトロールなどの監視活動	14	宮城県、栃木県、千葉県、富山県、長野県、兵庫県、和歌山県、岡山県、山口県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
看板・標識等の設置	13	宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県
啓発資材の作成・配布	8	北海道、秋田県、神奈川県、三重県、兵庫県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
監視カメラの設置	4	宮城県、和歌山県、山口県、熊本県
ポスター・パネルの掲示	4	青森県、秋田県、神奈川県、鹿児島県
広報誌や広報車を利用した認知活動	4	宮城県、岡山県、鹿児島県、沖縄県
条例の制定	4	北海道、青森県、滋賀県、沖縄県
キャンペーン・イベント等啓発活動	4	秋田県、栃木県、山梨県、山口県
清掃活動	2	滋賀県、沖縄県
トラック協会との連携	1	宮崎県
不法投棄ホットラインの運用	1	山口県
その他不法投棄対策	14	茨城県、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県、

	岡山県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
--	--------------------------------------

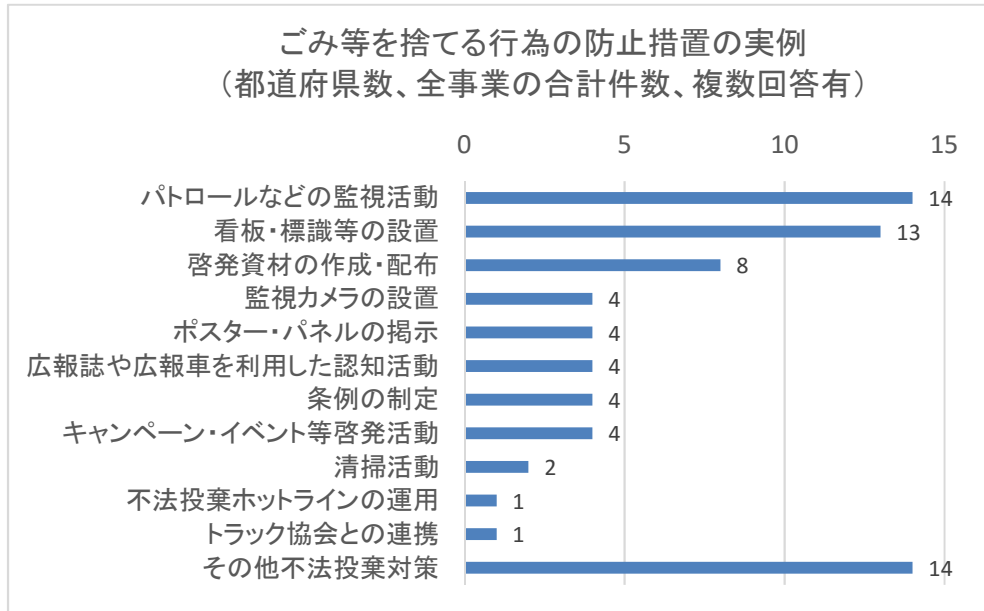


図 6-1 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(全事業の合計件数、複数回答有)

表 6-2 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(平成 27 年度補助金、複数回答有)

実例 (平成 27 年度全体)	都道府県数	都道府県名
啓発資材の作成・配布	5	秋田県、三重県、兵庫県、熊本県、鹿児島県
看板・標識等の設置	3	静岡県、三重県、熊本県
パトロールなどの監視活動	2	富山県、沖縄県
広報誌や広報車を利用した認知活動	1	鹿児島県

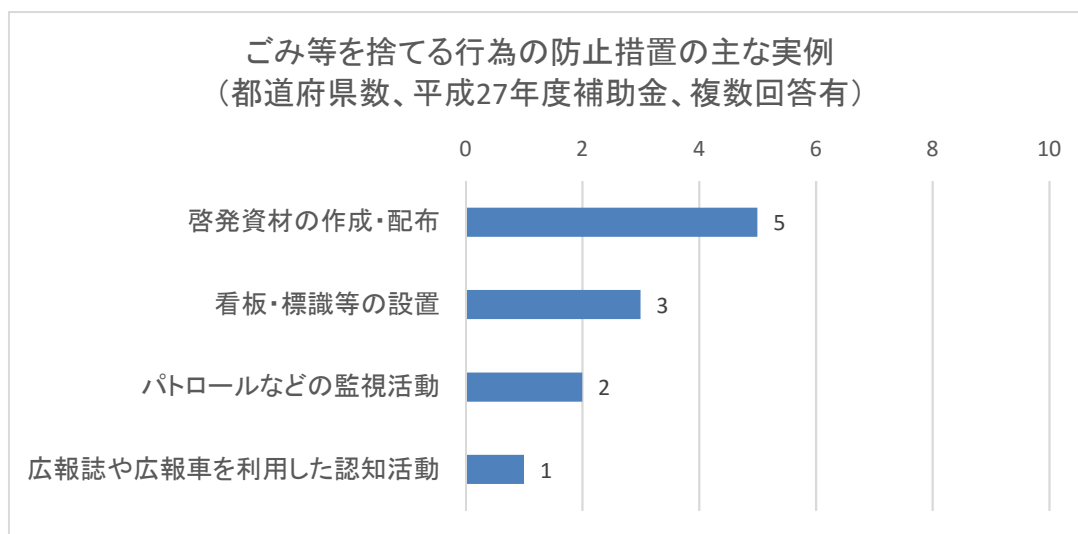


図 6-2 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(平成 27 年度補助金、複数回答有)

表 6-3 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(補助金事業以外、複数回答有)

実例(補助金事業以外)	都道府県数	都道府県名
パトロールなどの監視活動	14	宮城県、栃木県、千葉県、長野県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、岡山県、山口県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
看板・標識等の設置	9	宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、鹿児島県
条例の制定	4	北海道、青森県、滋賀県、沖縄県
監視カメラの設置	3	宮城県、和歌山県、山口県
広報を利用した啓発活動	3	宮城県、岡山県、鹿児島県
啓発資材の作成・配布	2	神奈川県、鹿児島県
清掃活動	2	滋賀県、沖縄県
鳥居の設置	1	宮城県

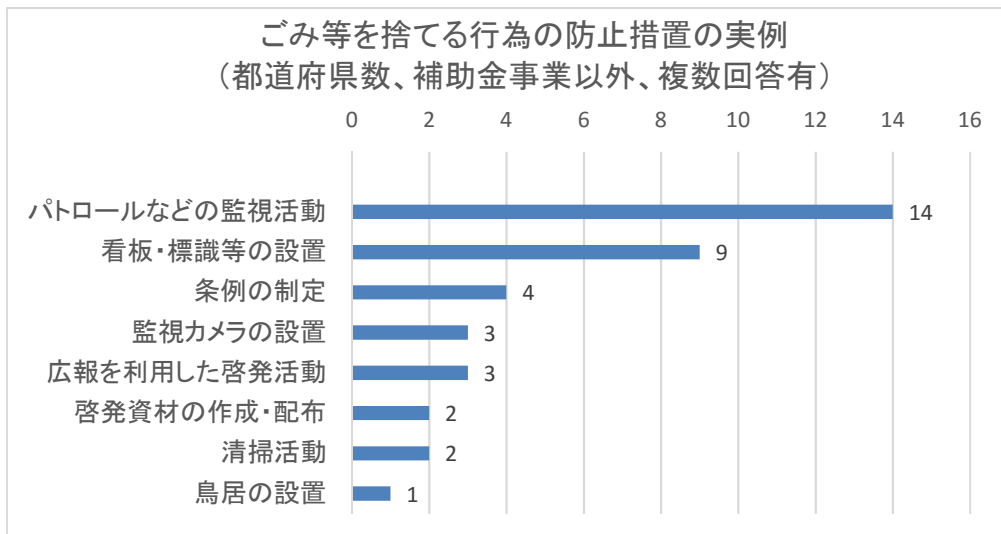


図 6-3 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(補助金事業以外、複数回答有)

7 民間団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮の実例（法第25条第1項及び第2項）

7-1 連携・活動に対する支援の実例

民間団体との連携・活動に体する支援の実例について表7-1～表7-3、図7-1～図7-3に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、国の補助金事業を利用したものについては、図中に「平成27年度補助金」と記載した。補助金事業以外については「補助金事業以外」と記載した。

活動内容の傾向として、補助金事業と補助金事業以外の大きな差は見られなかった。特筆する補助金以外の活動として、神奈川県と三重県が実施している、県と団体の連携だけではなく、団体同士の連携を目指した交流会の開催があげられる。

表7-1 連携・活動に対する支援の実例(全事業の合計件数、複数回答有)

実例（平成27年度全体）	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	24	青森県、宮城県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、岐阜県、三重県、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
清掃イベントの開催	7	秋田県、千葉県、富山県、三重県、兵庫県、長崎県、沖縄県
民間によるイベントの後援	6	秋田県、千葉県、東京都、静岡県、三重県、長崎県
交流会の開催	2	神奈川県、三重県
海辺の漂着物調査	2	石川県、鳥取県
協議会構成員としての参画	2	北海道、富山県
協議会の開催	1	富山県

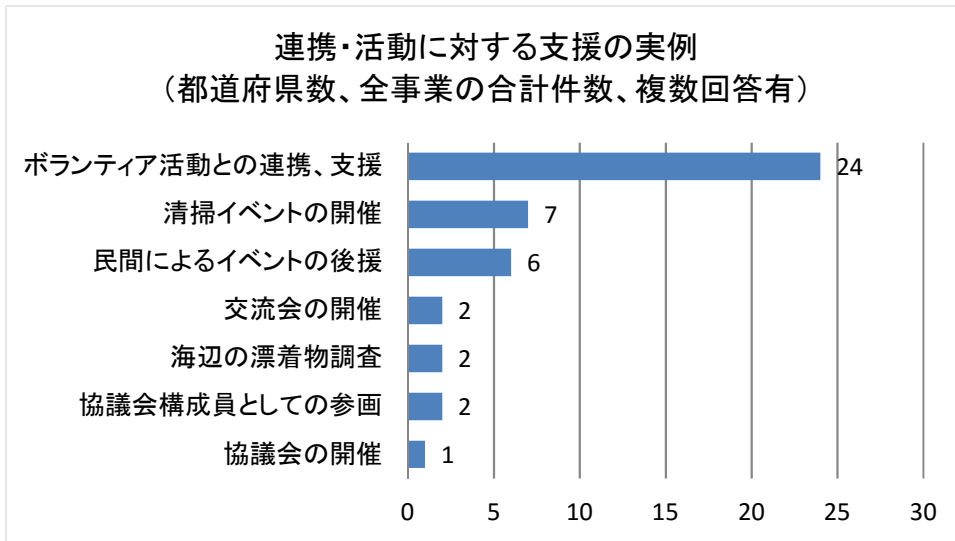


図 7-1 連携・活動に対する支援の実例(全事業の合計件数、複数回答有)

表 7-2 連携・活動に対する支援の実例(平成 27 年度補助金、複数回答有)

実例(平成 27 年度補助金)	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	8	青森県、山形県、茨城県、兵庫県、山口県、徳島県、熊本県、鹿児島県
清掃イベントの開催	3	富山県、三重県、兵庫県
協議会の開催	1	富山県

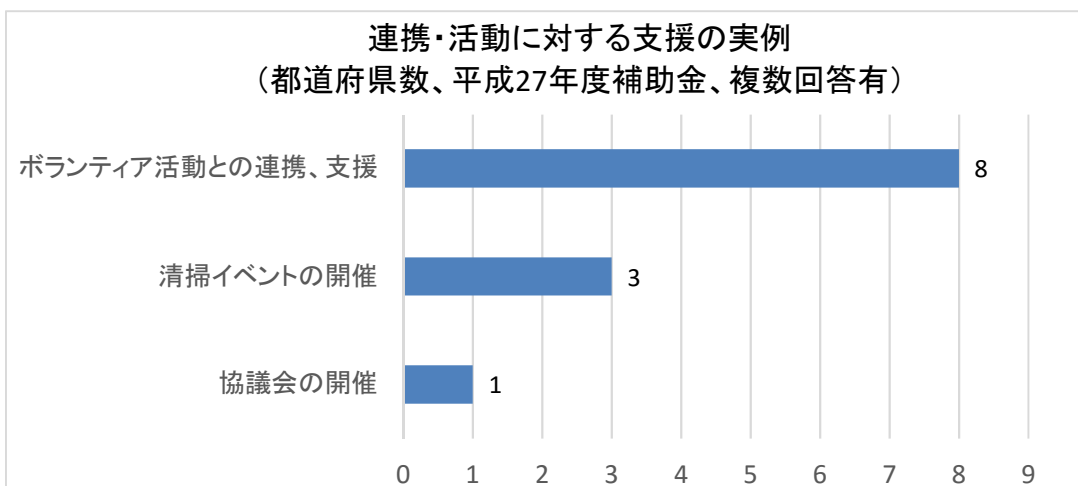


図 7-2 連携・活動に対する支援の実例(平成 27 年度補助金、複数回答有)

表 7-3 連携・活動に対する支援の実例(補助金事業以外、複数回答有)

実例(補助金事業以外)	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	17	宮城県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、岐阜県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
民間によるイベントの後援	6	秋田県、千葉県、東京都、静岡県、三重県、長崎県
清掃イベントの開催	4	秋田県、千葉県、長崎県、沖縄県
交流会の開催	2	神奈川県、三重県
海辺の漂着物調査	2	石川県、鳥取県
協議会構成員としての参画	2	北海道、富山県

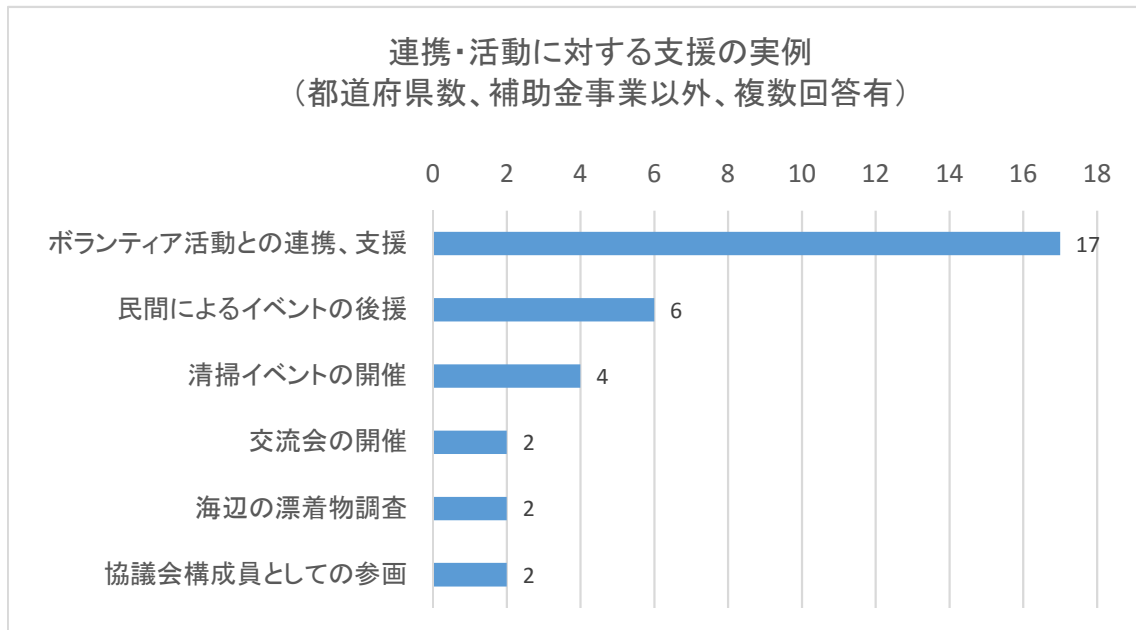


図 7-3 連携・活動に対する支援の実例(補助金事業以外、複数回答有)

7-2 安全配慮の実例

安全配慮の実例について、表 7-4、図 7-3 に示した。「海岸漂着物等の取扱い等に関する指導」と答えた県が 4 県と、最も多くなっていた。

表 7-4 安全配慮の実例（補助金事業以外、複数回答有）

実例	都道府県数	都道府県名
海岸漂着物等の取扱い等に関する指導	4	宮城県、茨城県、千葉県、福岡県
ボランティア活動に対する保険支援	3	富山県、兵庫県、大分県
海岸漂着物等の取扱いに関する資料の作成	2	山口県、福岡県
漂着物調査	1	鳥取県
津波発生時の行動の手引きの作成	1	神奈川県
希少生物に関する注意喚起	1	千葉県
海岸清掃マニュアルの策定・周知	1	山口県

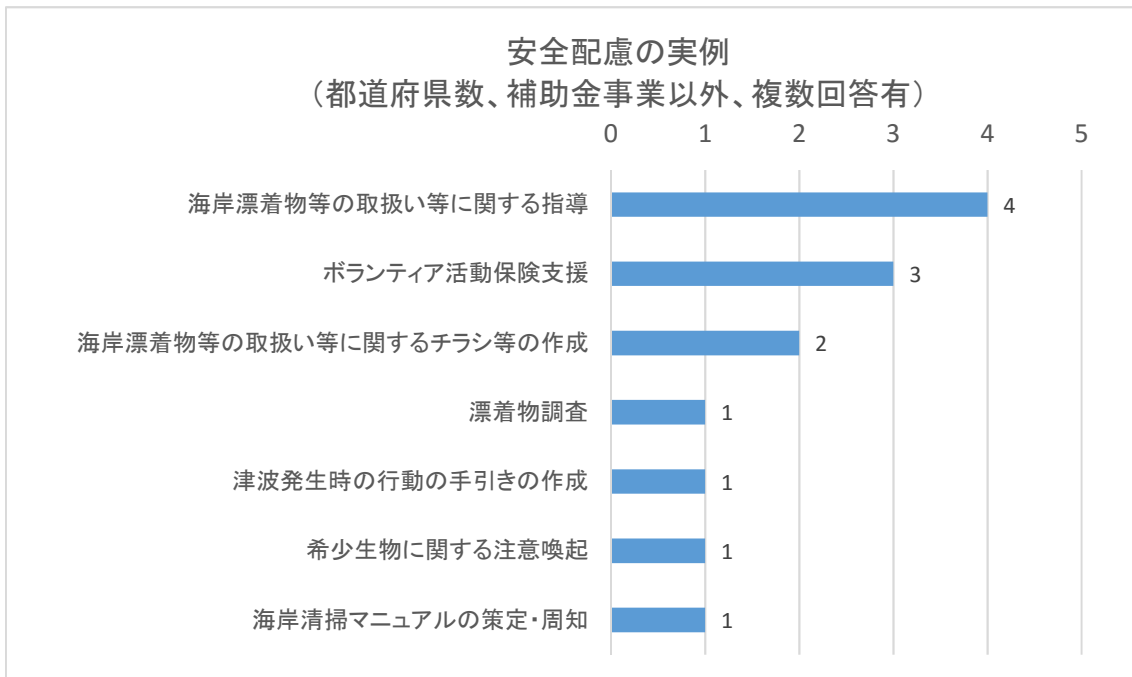


図 7-4 安全配慮の実例（補助金事業以外、複数回答有）

7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

連携している、又は連携が想定される民間団体等について表 7-5、図 7-5 に示した。

「その他民間団体」が最も多く、次いで「NPO 団体」「自治会・町内会」との連携が多くなっている。

表 7-5 連携している、又は連携が想定される民間団体等（複数回答有）

実例	都道府県数
NPO 団体	13
自治会・町内会など	9
漁業協同組合等	9
企業	8
観光協会	5
商工会	3
清掃を目的とした住民など	3
その他民間団体	17

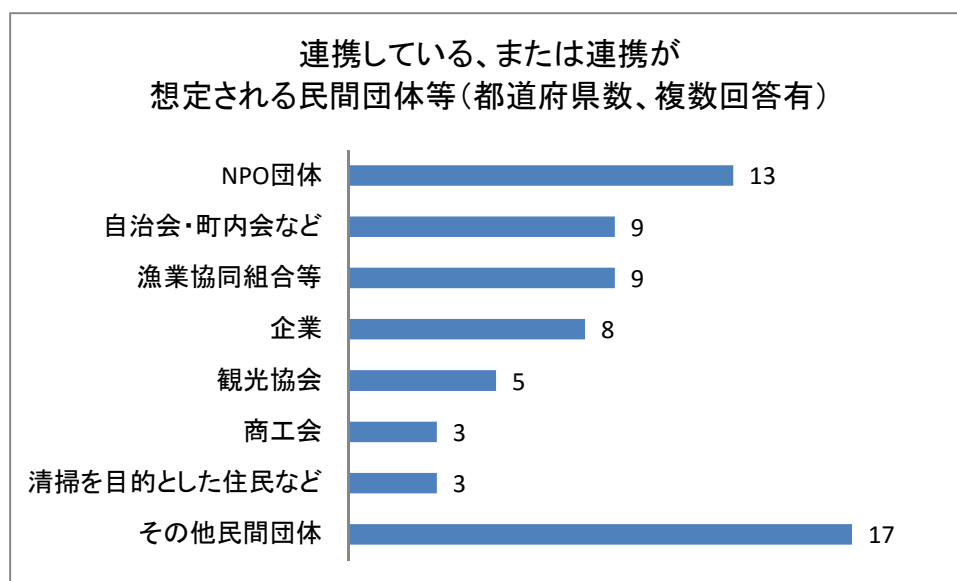


図 7-5 連携している、または連携が想定される民間団体等（複数回答有）

8 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）

都道府県等が取り組む環境教育の推進、普及啓発の主な実例について表 8-1～表 8-3、図 8-1～図 8-3 に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の補助金事業を利用したものは「平成 27 年度補助金」と記載した。補助金事業以外については「補助金事業以外」と記載した。

環境教育の推進のための取り組みとしては、「清掃活動・クリーンアップ活動」「漂着物調査の実施」「学生を対象としたワークショップ等」など、体験型の環境教育が多く見受けられる。補助金事業を利用した実例では 12 県が、補助金事業以外では 2 県で行われている。

補助金を活用した例が目立つ実例としては、「啓発資材等の作成・配布」「パンフレット類の作成・配布」「マスメディアによる啓発活動」など、啓発や周知に関するものが見受けられる。

表 8-1 環境教育・普及啓発の実例(全事業の合計件数、複数回答有)

実例(平成 27 年度全体)	都道府県数	都道府県名
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	12	宮城県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、三重県、和歌山県、香川県、鹿児島県、沖縄県
清掃活動・クリーンアップ活動	11	秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、兵庫県、和歌山県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	9	北海道、秋田県、山形県、神奈川県、富山県、三重県、和歌山県、福岡県、沖縄県
ポスター・パンフレットなどの作成・配布	8	秋田県、茨城県、東京都、新潟県、愛知県、和歌山県、福岡県、鹿児島県
研修会・講座等の実施	7	宮城県、山形県、東京都、神奈川県、三重県、香川県、鹿児島県

学生を対象としたワークショップ等	5	神奈川県、富山県、香川県、鹿児島県、沖縄県
ネットを活用した啓発活動	5	神奈川県、富山県、岡山県、香川県、愛媛県
漂着物調査の実施	4	富山県、三重県、山口県、香川県
マスメディア等による啓発活動	4	神奈川県、三重県、鳥取県、岡山県
学校・企業における教育の実施	3	神奈川県、福岡県、沖縄県
広報誌による啓発活動	2	神奈川県、鹿児島県
他団体との連携	2	神奈川県、鹿児島県
ポスターや写真のコンテスト・公募の実施	1	千葉県
教育冊子の作成	1	山形県
看板・標識等の設置	1	石川県
人材育成	1	香川県
国際交流事業の実施	1	長崎県
啓発ブースの設置	1	三重県
環境講座への講師派遣	1	三重県

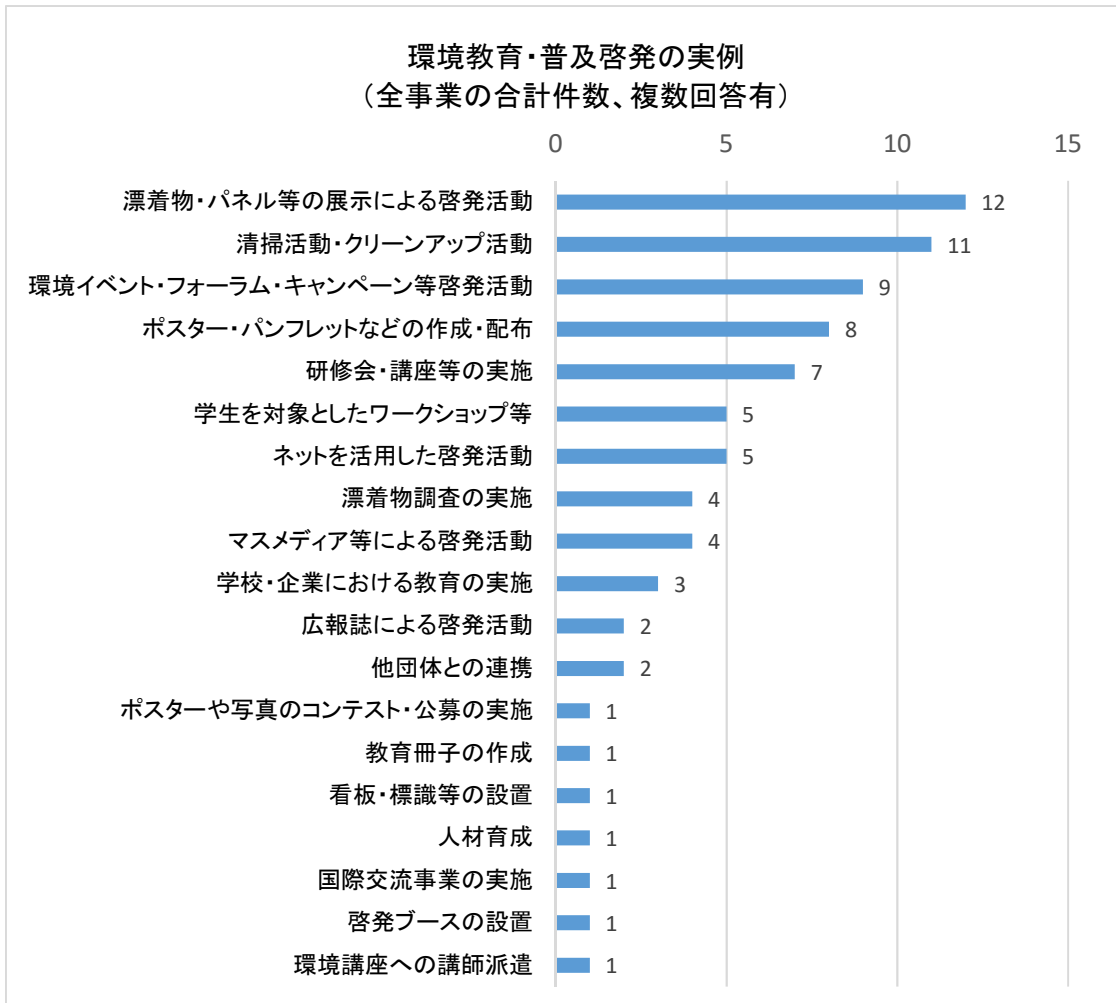


図 8-1 環境教育・普及啓発の実例(全事業の合計件数、複数回答有)

表 8-2 環境教育・普及啓発の実例(平成 27 年度補助金、複数回答有)

実例 (平成 27 年度補助金)	都道府県数	都道府県名
清掃活動・クリーンアップ活動	10	秋田県、山形県、千葉県、富山県、兵庫県、和歌山県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	8	秋田県、山形県、東京都、富山県、和歌山県、香川県、鹿児島県、沖縄県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	7	北海道、秋田県、山形県、富山県、和歌山県、福岡県、沖縄県
ポスター・パンフレット等の作成・配布	6	秋田県、茨城県、東京都、和歌山県、福岡県、鹿児島県
研修会・講座等の実施	5	宮城県、山形県、東京都、香川県、鹿児島県
学生を対象としたワークショップ等	3	香川県、鹿児島県、沖縄県
ネットを活用した啓発活動	2	岡山県、香川県
漂着物調査の実施	4	富山県、三重県、山口県、香川県
マスメディア等による啓発活動	2	三重県、鳥取県
学校・企業における教育の実施	2	福岡県、沖縄県
広報誌による啓発活動	1	鹿児島県
他団体との連携	1	鹿児島県
ポスターや写真のコンテスト・公募の実施	1	千葉県
教育冊子の作成	1	山形県
看板・標識等の設置	1	石川県
人材育成	1	香川県
国際交流事業の実施	1	長崎県

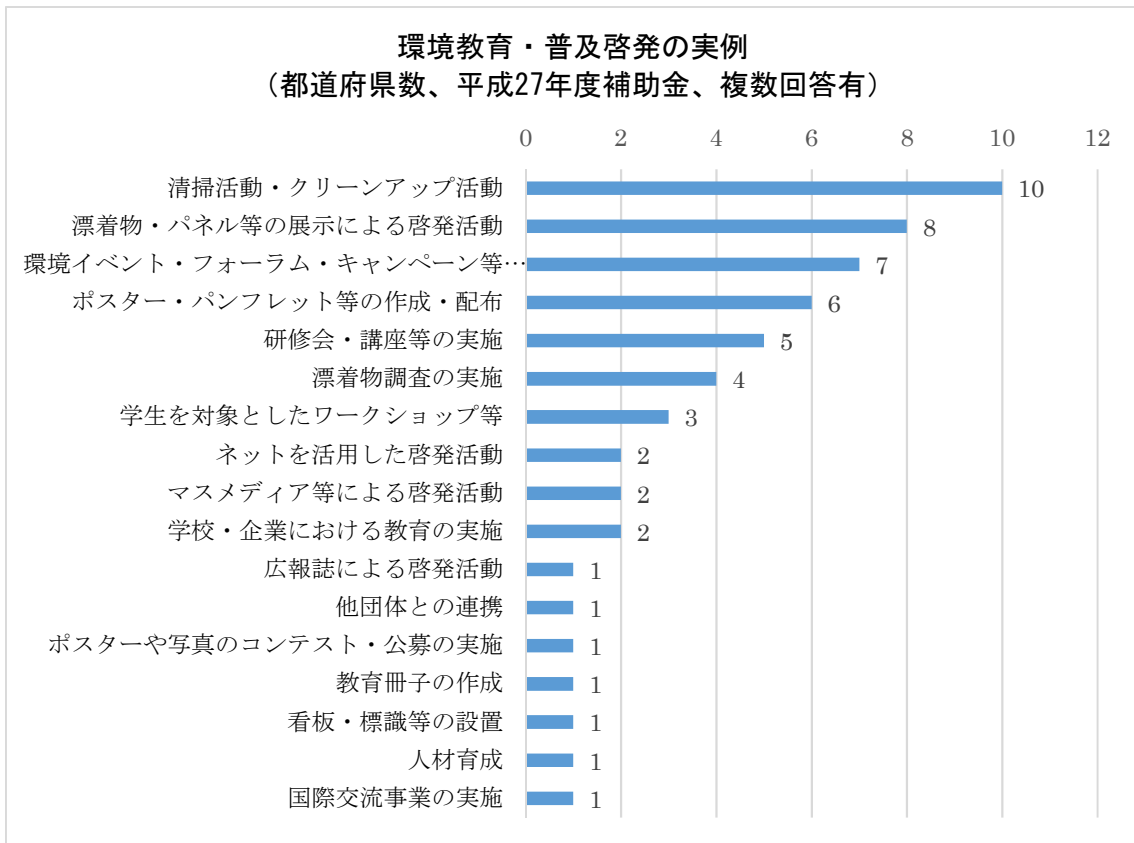


表 8-3 環境教育・普及啓発の実例(補助金事業以外、複数回答有)

実例(平成 27 年度全体)	都道府県数	都道府県名
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	4	宮城県、神奈川県、山梨県、三重県
ネットを活用した啓発活動	3	神奈川県、富山県、愛媛県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	2	神奈川県、三重県
ポスター・パンフレットなどの作成・配布	2	新潟県、愛知県
研修会・講座等の実施	2	神奈川県、三重県
学生を対象としたワークショップ等	2	神奈川県、富山県
マスメディア等による啓発活動	2	神奈川県、岡山県
清掃活動・クリーンアップ活動	1	神奈川県
学校・企業における教育の実施	1	神奈川県
広報誌による啓発活動	1	神奈川県

他団体との連携	1	神奈川県
啓発ブースの設置	1	三重県
環境講座への講師派遣	1	三重県

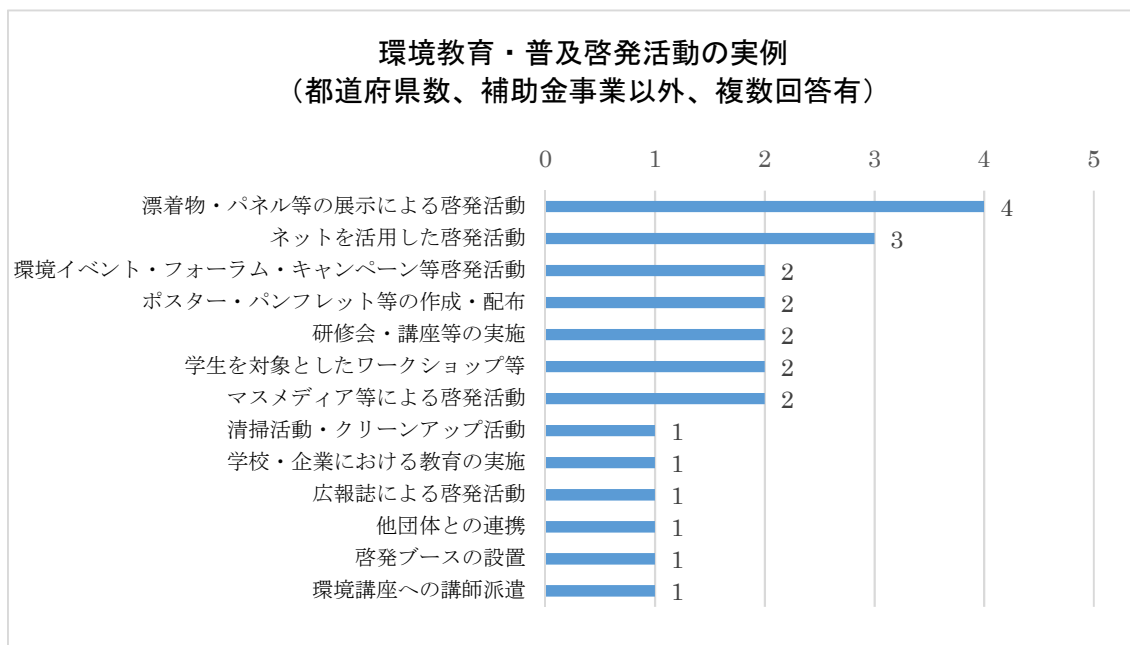


図 8-3 環境教育・普及啓発の実例 (補助金事業以外、複数回答有)

9 その他発生抑制対策について(法第 23 条、26 条、27 条)

「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策
都道府県等が取り組んだ発生抑制対策のうち「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環
境教育・普及啓発」以外のものについて、表 9-1～表 9-3、図 9-1～図 9-3 に示した。なお、
都道府県等が行っている事業のうち、環境省の補助金事業を利用したものは「平成 27 年度
補助金」と記載した。補助金事業以外については「補助金事業以外」と記載した。全体と
して、件数は多くないが、海外からの漂着ごみの影響が見られる沖縄県や長崎県は、台湾、
中国や韓国と交流を図ることで、漂着ごみ問題について国際的に考える交流事業を実施
している。また、三重県は「関係自治体が連携した漂着物対策検討」している。これは、
伊勢湾への河川ごみの流入がある愛知、岐阜、三重の東海 3 県と名古屋市による枠組みの
中での発生抑制対策である。

表 9-1 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策
(平成 27 年度全事業の合計件数、複数回答有)

事例 (平成 27 年度全体)	都道府県数	都道府県名
国外組織との交流事業	2	長崎県、沖縄県
広報誌による啓発	1	熊本県
不法投棄監視員パトロール	1	宮城県
廃棄物の回収	1	宮城県
関係自治体が連携した漂着物対策 検討	1	三重県

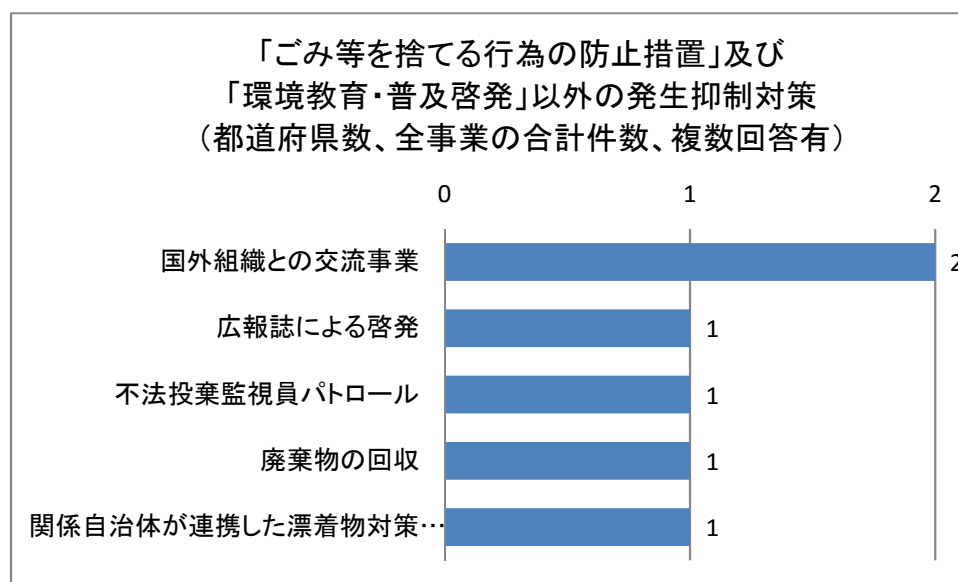


図 9-1 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の
発生抑制対策(全事業の合計件数、複数回答有)

表 9-2 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の
発生抑制対策

(平成 27 年度補助金、複数回答有)

実例 (平成 27 年度補助金)	都道府県数	都道府県名
国外組織との交流事業	2	長崎県、沖縄県
広報誌による啓発	1	熊本県

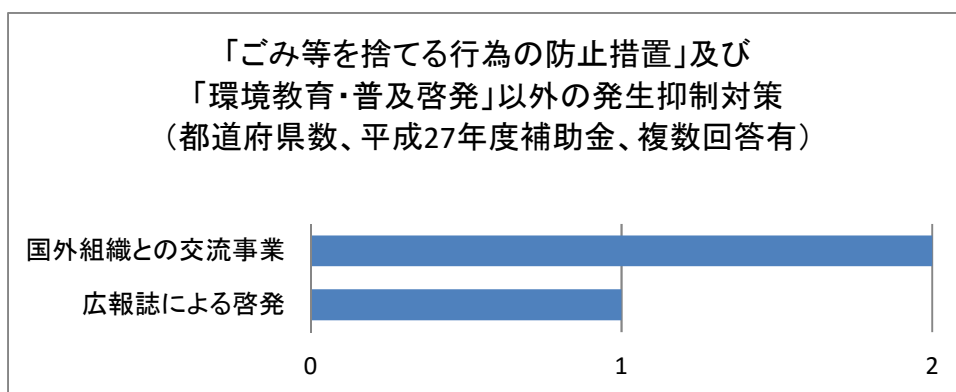


図 9-2 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の
発生抑制対策(平成 27 年度補助金、複数回答有)

表 9-3 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の
発生抑制対策(補助金事業以外、複数回答有)

実例 (補助金事業以外)	都道府県数	都道府県名
不法投棄監視員パトロール	1	宮城県
廃棄物の回収	1	宮城県
関係自治体が連携した漂着物対策検討	1	三重県

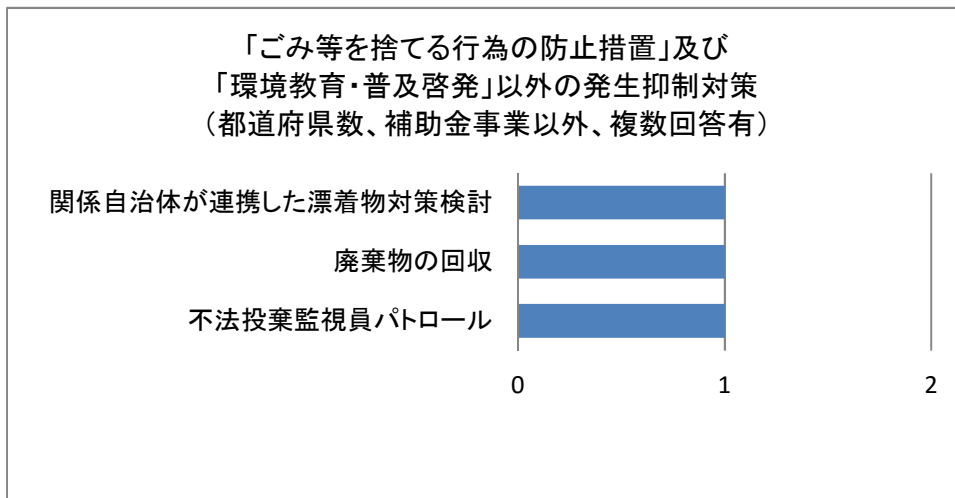


図 9-3 「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外の発生抑制対策(補助金事業以外、複数回答有)

9-1 発生抑制対策として波及効果が期待される実例

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策として波及効果が期待される実例について表 9-4～表 9-6、図 9-4～図 9-6 に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の補助金事業を利用したものは「平成 27 年度補助金」と記載した。補助金事業以外については「補助金事業以外」と記載した。

啓発活動に関するもの（「パンフレットの作成・啓発素材の配布等」「マスメディア等による啓発活動」「環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動」）を合計すると 15 都道府県となり、啓発活動が最も波及効果を期待されている。

表 9-4 発生抑制対策として波及効果が期待される実例(平成 27 年度全体、複数回答有)

実例（平成 27 年度全体）	都道府県数	都道府県名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	7	宮城県、千葉県、東京都、新潟県、愛知県、香川県、宮崎県
清掃活動・クリーンアップ活動	6	千葉県、富山県、兵庫県、香川県、鹿児島県、沖縄県
マスメディア等による啓発活動	5	宮城県、兵庫県、和歌山県、福岡県、宮崎県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	3	北海道、山口県、福岡県
研修会・講座等の実施	3	東京都、富山県、香川県
学校・企業における教育の実施	2	兵庫県、香川県
関係団体による交流会の開催	2	三重県、長崎県
他団体との連携	2	山口県、沖縄県
交通広告による宣伝	1	東京都
ポスターや写真のコンテスト・公募の実施	1	山口県
国際交流事業の実施	1	長崎県

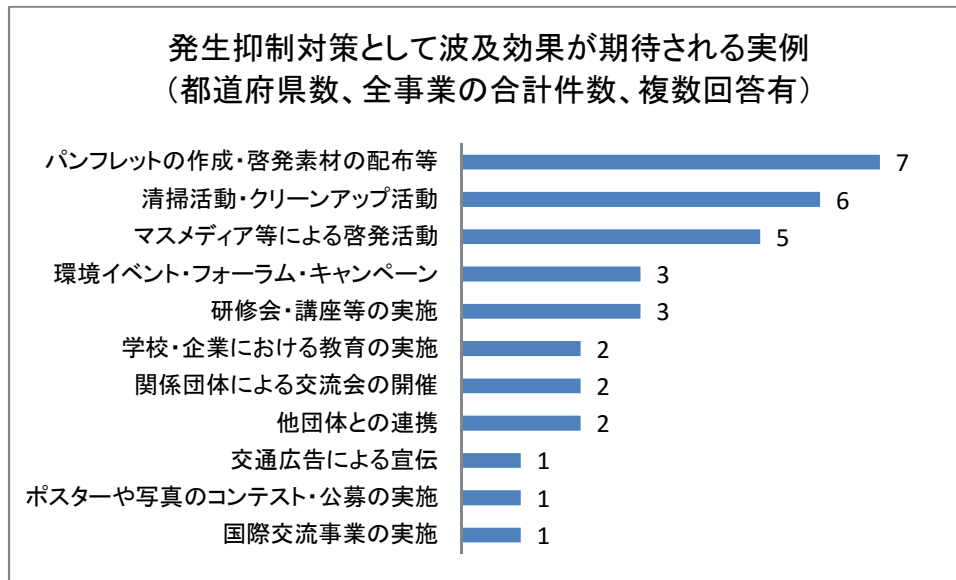


図 9-4 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(全事業の合計件数、複数回答有)

表 9-5 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(平成 27 年度補助金、複数回答有)

事例 (平成 27 年度補助金)	都道府県数	都道府県名
マスメディア等による啓発活動	3	兵庫県、福岡県、宮崎県
清掃活動・クリーンアップ活動	3	富山県、兵庫県、香川県
環境イベント・フォーラム・ キャンペーン等啓発活動	3	北海道、山口県、福岡県
研修会・講座等の実施	3	東京都、富山県、香川県
学校・企業における教育の実施	2	兵庫県、香川県
関係団体による交流会の開催	2	三重県、長崎県
他団体との連携	2	山口県、沖縄県
パンフレットの作成・啓発素材の 配布等	2	香川県、宮崎県
交通広告による宣伝	1	東京都
ポスターや写真のコンテスト・公 募の実施	1	山口県
国際交流事業の実施	1	長崎県
監視カメラの設置	1	宮城県
海岸漂着物展示会の開催	1	鹿児島県

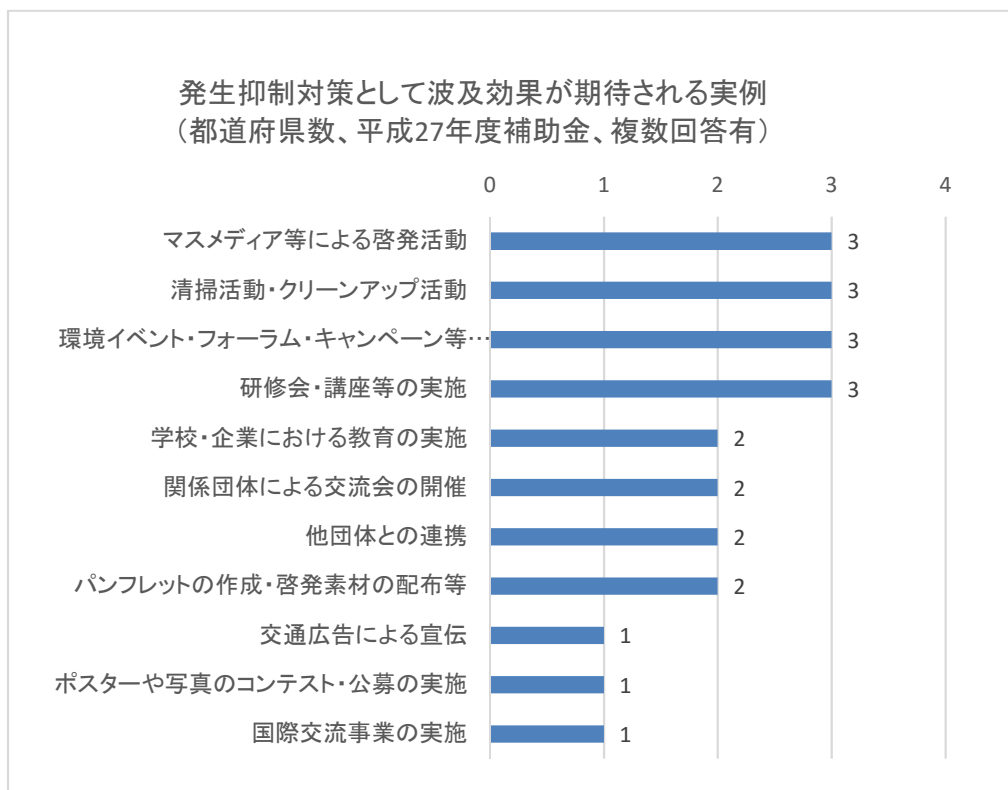


図 9-5 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(平成 27 年度補助金、複数回答有)

表 9-6 発生抑制対策として波及効果が期待される事例(補助金事業以外、複数回答有)

事例 (補助金事業以外)	都道府県数	都道府県名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	5	宮城県、千葉県、東京都、新潟県、愛知県
清掃活動・クリーンアップ活動	3	千葉県、鹿児島県、沖縄県
マスメディア等による啓発活動	2	和歌山県、宮崎県
監視カメラの設置	1	宮城県
海岸漂着物展示会の開催	1	鹿児島県

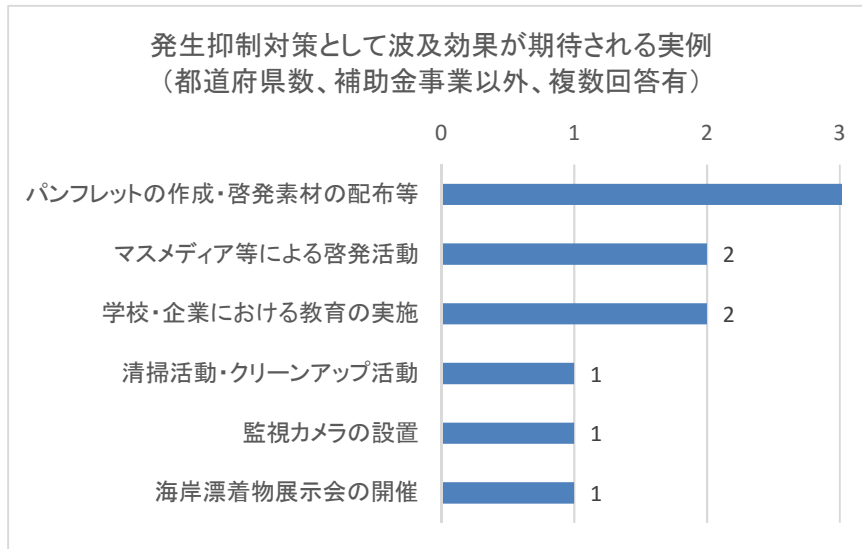


図 9-6 発生抑制対策として波及効果が期待される実例(補助金事業以外、複数回答有)

9-2 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題について表 9-7、表 9-8、図 9-7～図 9-9 に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の補助金事業を利用したものは「平成 27 年度補助金」と記載した。平成 27 年度補助金以外については「平成 27 年度補助金以外」と記載した。

回答からは内陸部や広域レベルでの発生抑制対策が課題となっていることがわかる。

表 9-7 発生抑制対策を実施した結果の検討課題(全事業の合計件数、複数回答有)

実例（平成 27 年度全体）	都道府県数	都道府県名
普及啓発活動の対象が偏ることなく行われることが必要	10	山形県、千葉県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、熊本県、宮崎県
清掃活動参加者の減少や固定化が課題	4	千葉県、山梨県、三重県、香川県
継続的な不法投棄の発生抑制	3	宮城県、静岡県、鹿児島県
ボランティア団体との連帯・支援についての強化が必要	2	千葉県、福岡県
広域レベルで取り組む対策が必要	2	三重県、山口県
海岸地域のごみ対策活動の活性化が必要	2	神奈川県、福岡県
国際間の連携・協力が必要	2	福岡県、長崎県
より効果的な発生抑制対策の検討が必要	2	宮城県、新潟県
国際間の連携・協力が必要	2	山口県、沖縄県
パネル展示の充実	1	秋田県
学生ボランティアへの交通費等助成金	1	三重県
より効果的な発生抑制対策の検討が必要	1	宮城県
普及啓発による発生抑制対策について効果的な評価の検討が必要	1	三重県
不法投棄防止ダミーカメラの効果	1	宮城県
3R（※）に対する住民の認知度の低さが課題	1	和歌山県

※3R…Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字。Reduce

(リデュース)は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること、Reuse(リユース)は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること、Recycle(リサイクル)は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

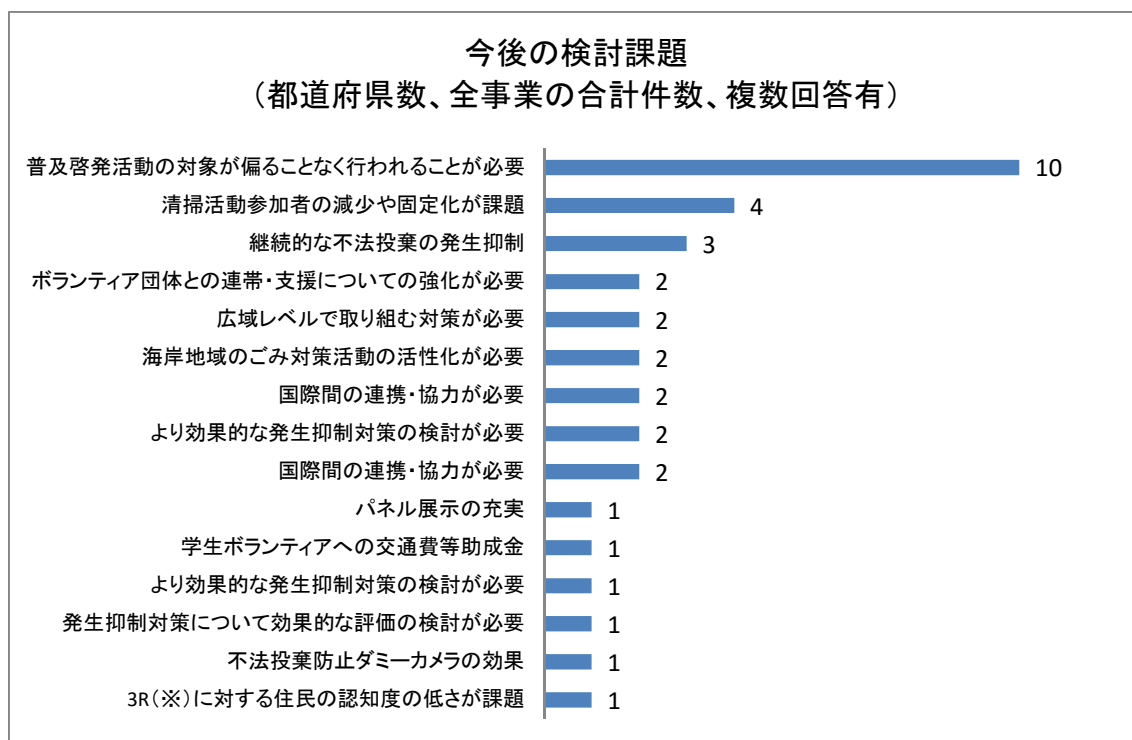


図 9-7 発生抑制対策を実施した結果の検討課題(全事業の合計件数、複数回答有)

表 9-8 発生抑制対策を実施した結果の検討課題(平成 27 年度補助金、複数回答有)

実例 (平成 27 年度補助金)	都道府県数	都道府県名
内陸部の住民への普及啓発が必要	6	山形県、千葉県、富山県、愛知県、京都府、兵庫県
普及啓発から、発生抑制対策の開始が必要	4	富山県、愛知県、京都府、兵庫県
河川ごみに関して、一層の普及啓発が必要	3	富山県、徳島県、香川県
広域レベルで取り組む対策が必要	2	三重県、山口県
国際間の連携・協力が必要	2	山口県、沖縄県
パネル展示の充実	1	秋田県

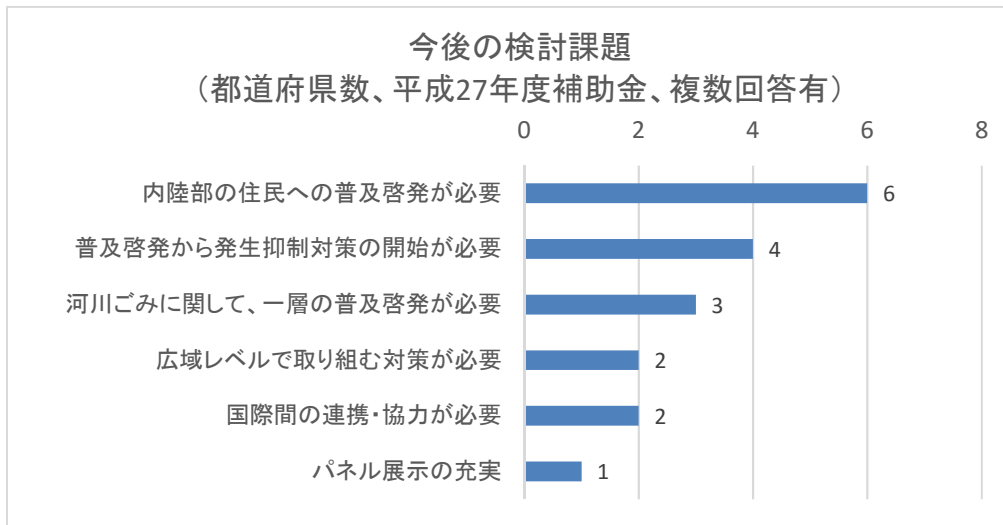


図 9-8 発生抑制対策を実施した結果の検討課題(平成 27 年度補助金、複数回答有)

表 9-9 発生抑制対策を実施した結果の検討課題(平成 27 年度補助金以外、複数回答有)

実例（補助金事業以外）	都道府県数	都道府県名
普及啓発活動の対象が偏ることなく行われることが必要	7	山形県、千葉県、三重県、兵庫県、山口県、熊本県、宮崎県
清掃活動参加者の減少や固定化が課題	4	千葉県、山梨県、三重県、香川県
継続的な不法投棄の発生抑制	3	宮城県、静岡県、鹿児島県
ボランティア団体との連帯・支援についての強化が必要	2	千葉県、福岡県
広域レベルで取り組む対策が必要	2	三重県、山口県
海岸地域のごみ対策活動の活性化が必要	2	神奈川県、福岡県
国際間の連携・協力が必要	2	福岡県、長崎県
より効果的な発生抑制対策の検討が必要	2	宮城県、新潟県
学生ボランティアへの交通費等助成金	1	三重県
より効果的な発生抑制対策の検討が必要	1	宮城県
普及啓発による発生抑制対策について効果的な評価の検討が必要	1	三重県
不法投棄防止ダミーカメラの効果	1	宮城県
3R（※）に対する住民の認知度の低さが課題	1	和歌山県

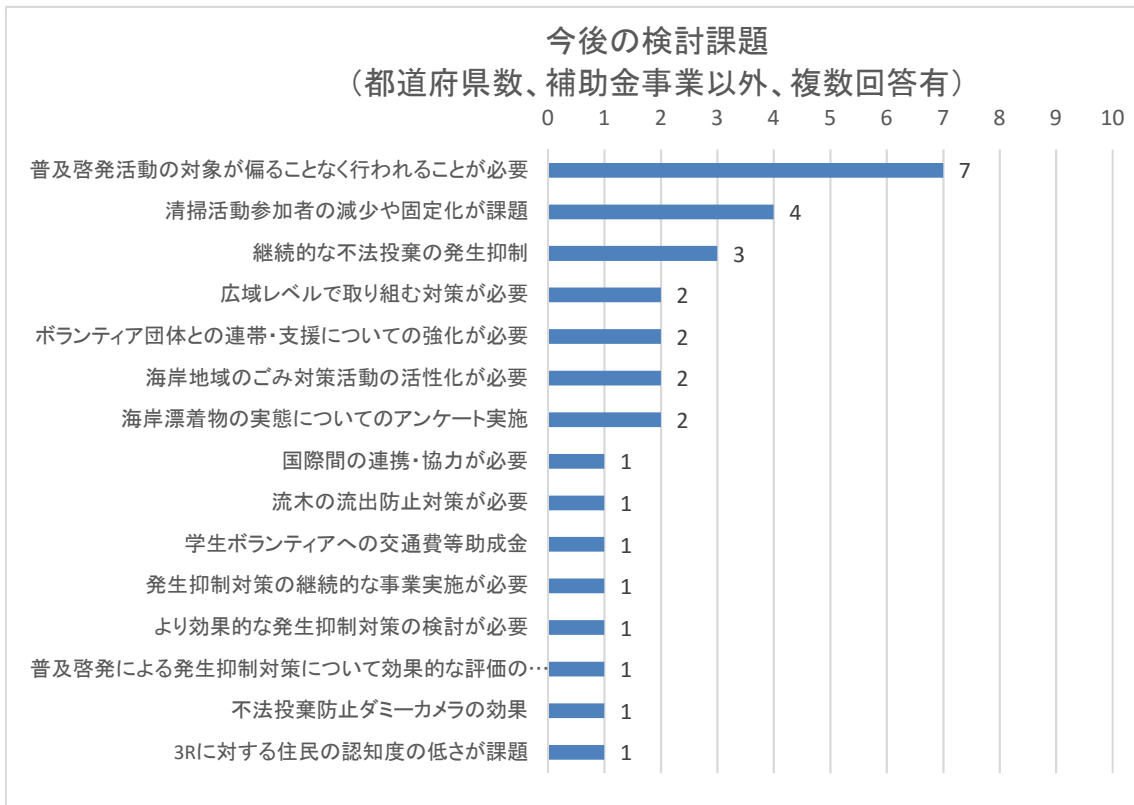


図 9-9 発生抑制対策を実施した結果の検討課題(補助金事業以外、複数回答有)

9-3 発生抑制対策に係る今後の予定

都道府県等が取り組む発生抑制対策のこれからの予定について表9-10、図9-10に示した。

発生抑制対策として最も多かったのは、「漂着物、パネル等の展示による啓発活動」であり、12都県から挙げられていたほか、「環境イベント・フォーラム・キャンペーン等の啓発活動」や「ポスター・パンフレット作成・配布」などが続いており、漂着ごみの現状を、多くの人に認識してもらうことが共通の課題になっていることがうかがえる。

このほか、「清掃活動・クリーンアップ活動」のような実際の清掃活動を通じて発生抑制を図っていくという回答も多く見られた。

表 9-10 環境教育・普及啓発の実例（全事業の合計件数、複数回答有）

実例(件数)	都道府県数	都道府県名
漂着物・パネル等の展示による啓発活動	12	宮城県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、三重県、和歌山県、香川県、鹿児島県、沖縄県
清掃活動・クリーンアップ活動	11	秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、兵庫県、和歌山県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	9	北海道、秋田県、山形県、神奈川県、富山県、三重県、和歌山県、福岡県、沖縄県
ポスター・パンフレット等の作成・配布	8	秋田県、茨城県、東京都、新潟県、愛知県、和歌山県、福岡県、鹿児島県
研修会・講座等の実施	7	宮城県、山形県、東京都、神奈川県、三重県、香川県、鹿児島県
学生を対象としたワークショップ等	5	神奈川県、富山県、香川県、鹿児島県、沖縄県
ネットを活用した啓発活動	5	神奈川県、富山県、岡山県、香川県、愛媛県
漂着物調査の実施	4	富山県、三重県、山口県、香川県
マスメディア等による啓発活動	4	神奈川県、三重県、岡山県、鳥取県
学校・企業における教育の実施	3	神奈川県、福岡県、沖縄県
広報誌による啓発活動	2	神奈川県、鹿児島県
他団体との連携	2	神奈川県、鹿児島県
ポスターや写真のコンテスト	1	千葉県

ト・公募の実施		
教育冊子の作成	1	山形県
看板・標識等の設置	1	石川県
人材育成	1	香川県
国際交流事業の実施	1	長崎県
啓発ブースの設置	1	三重県
環境講座への講師派遣	1	三重県

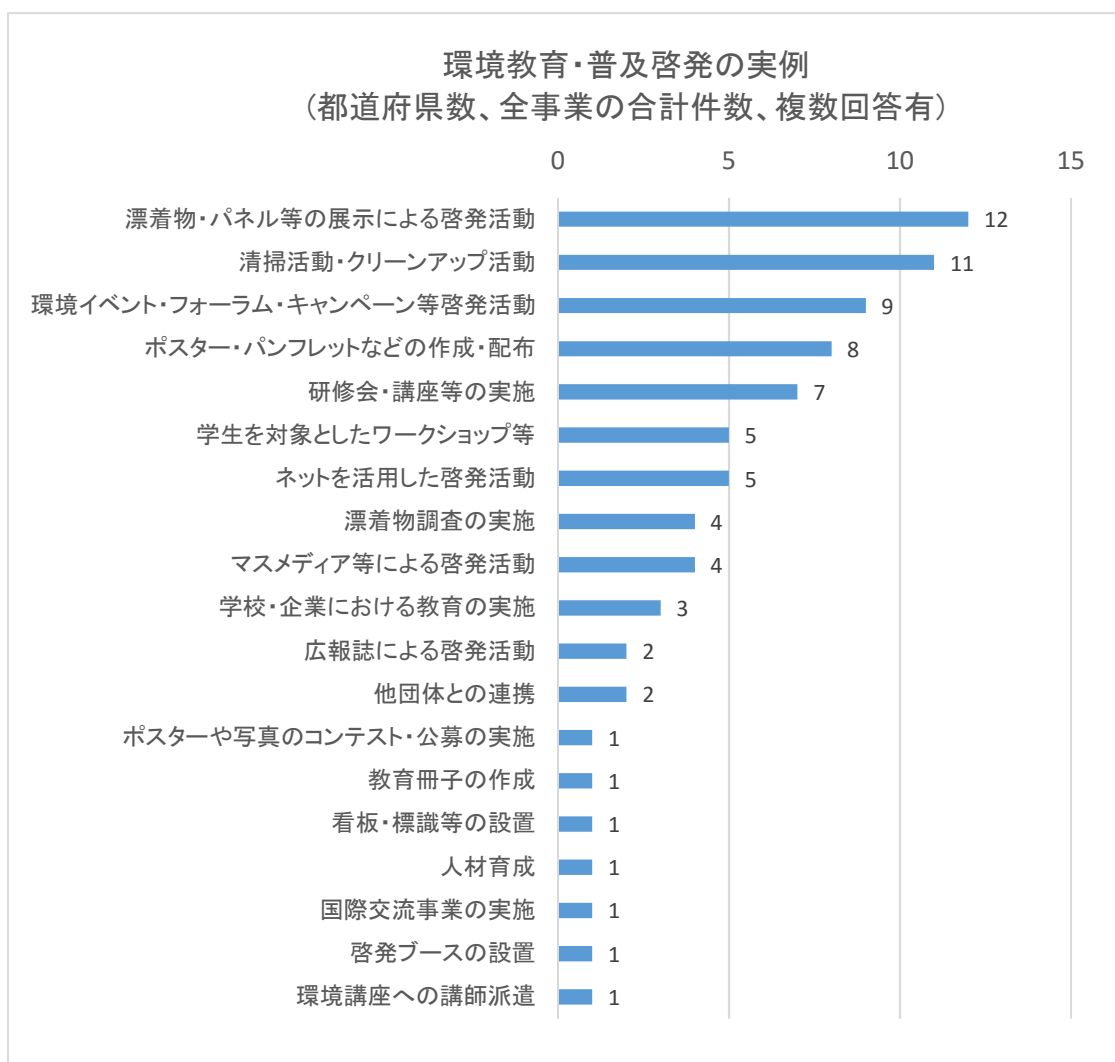


図 9-10 発生抑制対策を実施した結果の検討課題(全事業の合計件数、複数回答有)

10 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第28条）

10-1 取組みの実施状況

平成27年度に海岸漂着物等の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明等について
の取組みの実施状況を表10-1、図10-1に示した。海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・
発生の原因の究明に係る取組みを実施しているのは12県で全体の26%であった。

表10-1 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明に係る取組みの
実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	12	秋田県、山形県、神奈川県、富山県、兵庫県、 鳥取県、山口県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、 鹿児島県
取り組んでいない	35	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、 石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、 和歌山県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、 福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
計	47	

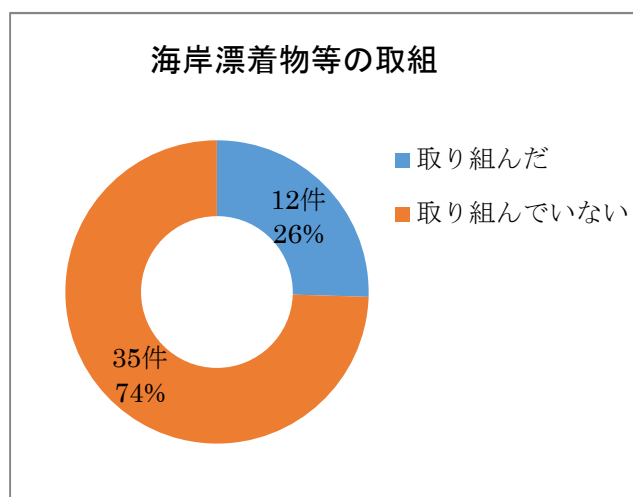


図10-1 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明に係る取組みの
実施状況（割合）

① 効率的な処理

海岸漂着物等の効率的な処理に係る取組みの実施状況について表 10-2、図 10-2 に示した。効率的な処理に係る取組みを実施しているのは7県で全体の15%であった。

表 10-2 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	7	宮城県、秋田県、神奈川県、鳥取県、山口県、高知県、鹿児島県
取り組んでいない	40	北海道、青森県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
計	47	

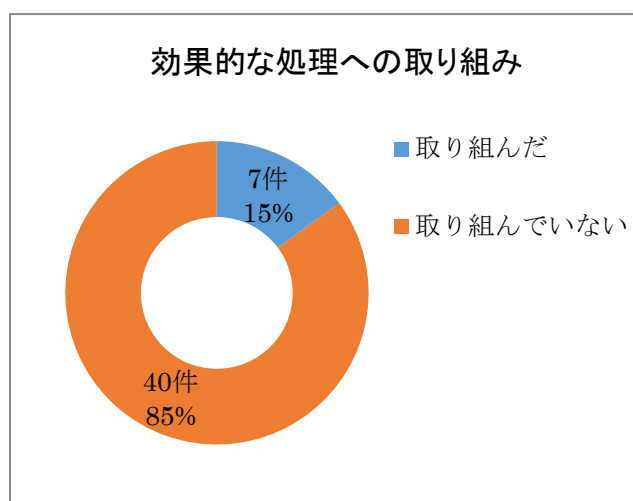


図 10-2 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況（割合）

② 再生利用

海岸漂着物等の再生利用に係る取組みの実施状況について表 10-3、図 10-3 に示した。再生利用に係る取組みを実施しているのは6県で全体の13%であった。

表 10-3 海岸漂着物等の再生利用の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	6	山形県、富山県、兵庫県、徳島県、鹿児島県
取り組んでいない	41	北海道、青森県、岩手県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
計	47	

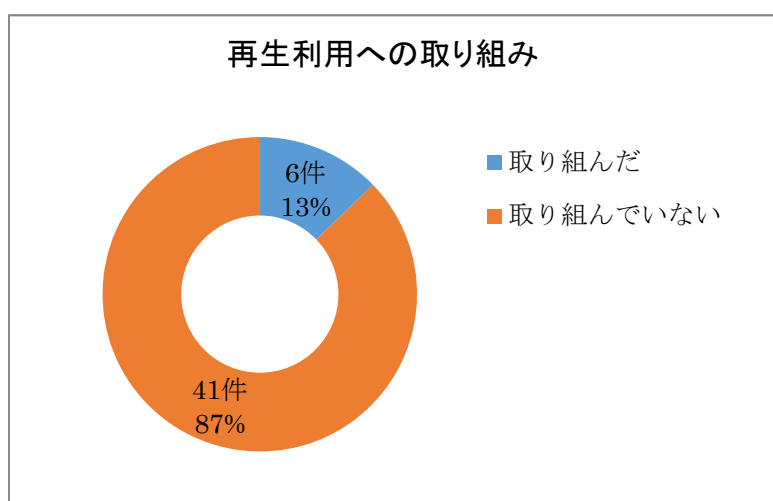


図 10-3 海岸漂着物等の再生利用の実施状況（割合）

③ 発生の原因の究明等

海岸漂着物等の発生の原因の究明等に係る取組みの実施状況について表 10-4、図 10-4 に示した。発生利用に係る取組みを実施しているのは2県で全体の2%であった。

表 10-4 海岸漂着物等の原因の究明等の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	2	香川県、長崎県
取り組んでいない	45	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
計	47	

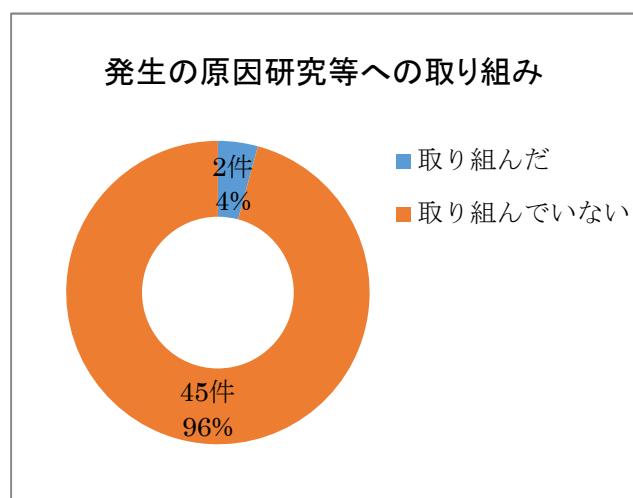


図 10-4 海岸漂着物等の原因の究明等の実施状況（割合）

10-2 成果の概要

海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等に係る取り組みの概要・成果の概要について表10-5～表10-7に示した。

表 10-5 効率的な処理の取組の概要・成果

都道府県	概要・成果
秋田県	回収した木材について、通常の間処理を行う産廃業者よりも経済的に有利な県内の再生利用業者（バイオマス発電）へ引き渡すことにより処分費を軽減した。
神奈川県	毎日の海岸パトロールで海岸の汚れ度を目視点検し、清掃が必要な基準に達したら清掃を実施した。
鳥取県	定期的な巡視を行うとともに、地元住民や市町村等と連携して回収処理を実施。特に海水浴シーズンは迅速な対応ができる体制をとっている。
山口県	「山口県海岸漂着物処理マニュアル」の周知 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/chiikikeikaku.html
高知県	回収した漂着物の野積・乾燥による体積の圧縮。
鹿児島県	市民総参加の海岸清掃の実施により、市内の海岸線を一斉に清掃することができた。また、ごみ回収も建設業・建築業のボランティアで行っており、収集運搬に係る経費も抑制できた。 回収した海岸漂着物を一時保管し、運搬回数を少なくすることにより運搬費用を減らすことに努めた。 漂着物の流木を塩づくりの薪の原料として活用する事で、処理コストの削減ができた。

表 10-6 再生利用の取組の概要・成果

都道府県	概要・成果
山形県	海岸に漂着した流木を原料として炭を焼成した。漂着ごみの再資源化として有効であるが、現行の建設業者が回収処分する方法に比べてコストが高くなること、豪雨、台風、風浪等の状況により漂着する流木量にバラつきがあることが課題。
富山県	県内全域での海岸漂着物の実態調査を実施するとともに、これまで実施してきた調査結果をもとに、漂着物の傾向や今後の課題などを整理した。
兵庫県	流木は、再資源化施設でチップ化し燃料やおが粉として再利用した。
徳島県	流木等再生可能な海岸漂着物について、一般廃棄物再生利用業を通じ、チップ化などのリサイクルを行った。
鹿児島県	花壇・家畜等の下敷きとして再利用した。 漁業用浮子約500個を漁協組合が再利用した。

表 10-7 発生原因の究明等の取組の概要・成果

都道府県	概要・成果
香川県	川からの動態調査を実施した。
長崎県	海辺の漂着物調査した。

1 1 海岸漂着物対策事業に係る事業費等（法第 29 条）

1 1-1 事業費等

平成 27 年度における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市町村単独事業を含む）に係る主要事項について、表 11-1 に示した。都道府県事業、市町村事業ともに、事業費全体において、国庫補助事業が大きな割合を占めていた。

表 11-1 海岸漂着物対策事業に係る平成 27 年度事業費（全国合計 単位：千円）

				H27年度							備考	
				清掃回数又は事業件	事業費(千円)				回収量(t)	回収量(m3)		
					合計	国庫負担	都道府県負担	市町村負担				
都道府県事業	国庫補助事業	直営	計画策定率	55	7,071	3,534	3,537	0	—	—		
			漂着物事業	回収・処理	1,530	1,159,279	1,006,127	152,395	758	19,362	18,893	
			発生抑制	149	157,920	132,439	25,478	0	—	—		
			災害事業	回収・処理	27	699,673	463,242	236,431	0	4,096	3,461	
		その他	回収・処理	—	0	0	0	0	—	—		
		その他	回収・処理	—	0	0	0	0	—	—		
		その他	回収・処理	—	0	0	0	0	—	—		
		その他	回収・処理	—	0	0	0	0	—	—		
	民間団体補助	回収・処理	226	18,454	15,704	1,750	1,000	47	—			
	その他	回収・処理	—	0	0	0	0	—	—			
	都道府県単独事業	直営	回収・処理	141	176,109	0	176,102	7	945	1,532		
			その他	4	1,638	0	1,638	0	—	—		
		民間団体補助	回収・処理	281	128,150	93,109	35,141	0	840	119		
			その他	114	1,234	0	1,234	0	—	—		
小計(都道府県事業)				2,527	2,349,528	1,714,156	633,706	1,765	25,289	24,005		
市町村事業（一部事務組合等を含む）	国庫補助事業	直営	漂着物事業	回収・処理	8,124	1,461,170	1,317,442	20,174	123,573	12,791	12,230	
			発生抑制	31	33,807	30,619	0	3,186	—	—		
			災害事業	回収・処理	1	8,516	5,262	186	3,068	228	31	
			その他	回収・処理	—	0	0	0	0	—	—	
		その他	回収・処理	10	2,502	2,502	0	0	—	—		
		その他	回収・処理	—	0	0	0	0	—	—		
		民間団体補助	回収・処理	226	6,702	5,693	21	988	63	—		
		その他	回収・処理	—	0	0	0	0	—	—		
	都道府県補助事業（国庫補助以外）	直営	回収・処理	—	0	0	0	0	—	—		
			その他	—	0	0	0	0	—	—		
		民間団体補助	回収・処理	15	2,285	0	1,138	1,147	38	—		
			その他	—	0	0	0	0	—	—		
	市町村単独事業	直営	回収・処理	1,544	1,394,595	0	0	1,394,595	1,745	2,297		
			その他	8	2,907	0	0	2,907	—	—		
民間団体補助		回収・処理	1,656	24,727	0	0	24,727	419	616			
		その他	17	6,294	0	0	6,294	—	—			
小計(市町村事業)				11,632	2,943,505	1,361,518	21,519	1,560,485	15,284	15,173		
合計				14,159	5,293,034	3,075,674	655,225	1,562,250	40,574	39,178		

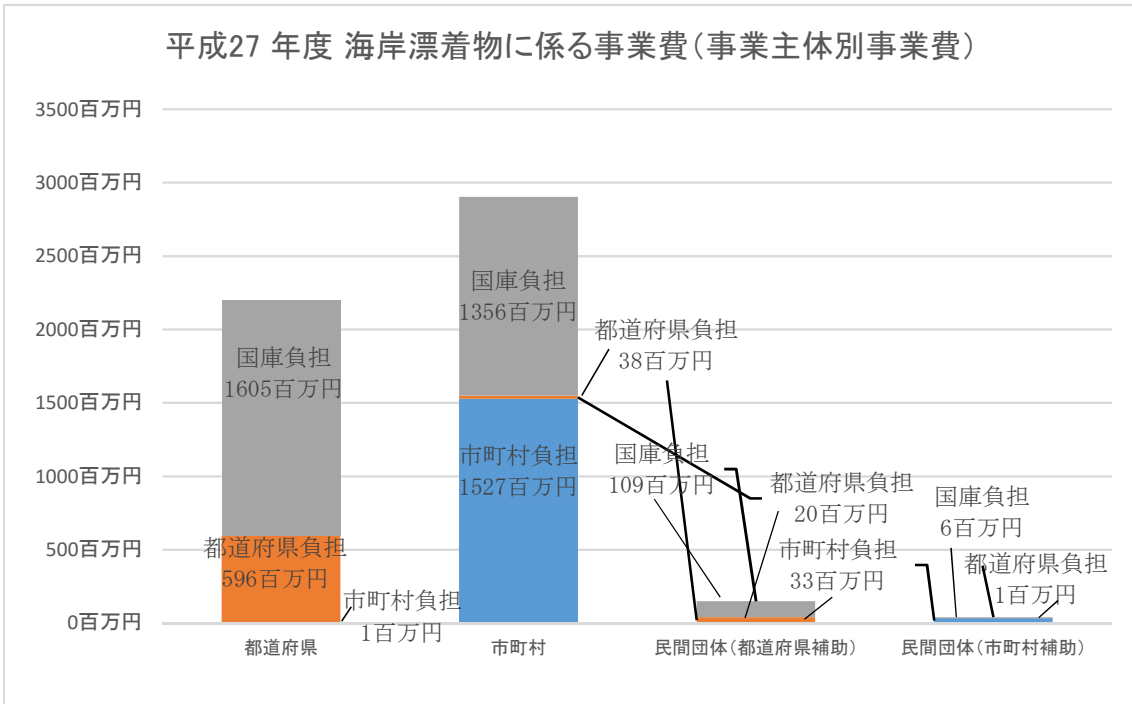


図 11-1 平成 27 年度 海岸漂着物に係る事業費 (事業主体別事業費)

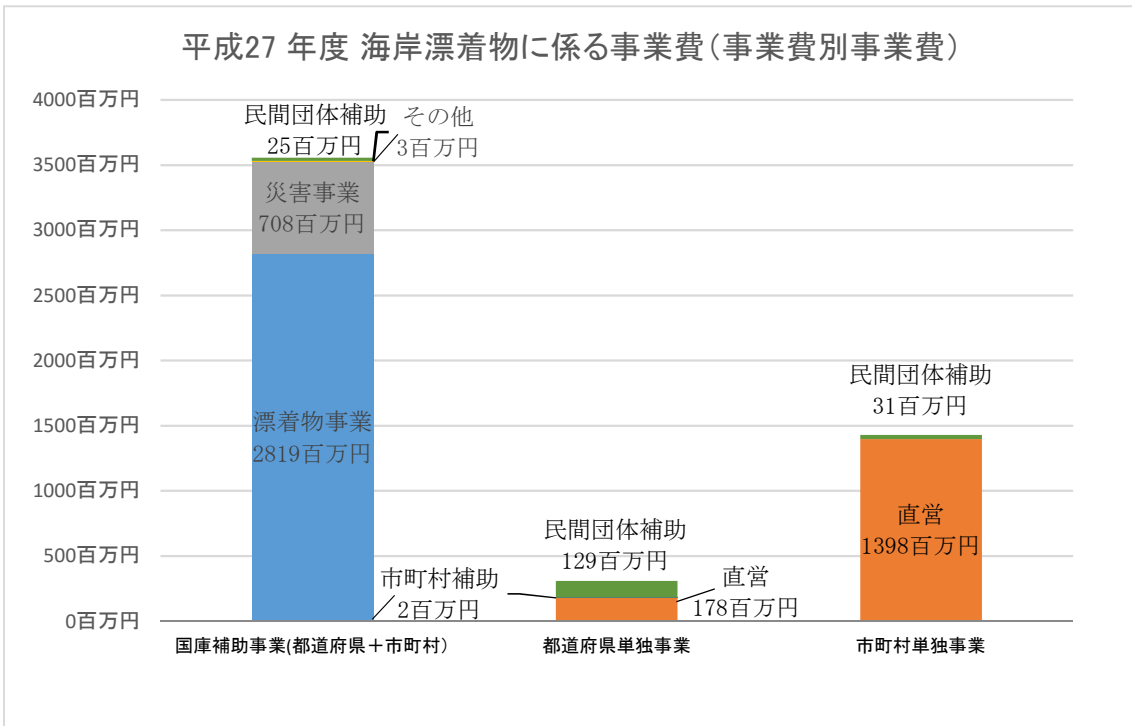


図 11-2 平成 27 年度 海岸漂着物に係る事業費 (事業費別事業費)

11-2 「その他」の内容

表 11-1 のうち「その他」の内容について、回答のあったものを表 11-2 に示した。

表 11-2 「その他」の実施内容

都道府県	実施内容
東京都	<u>都道府県事業</u> ：海ごみ問題の普及啓発に係るシンポジウムの開催
石川県	<u>都道府県事業</u> ：広域圏事務組合へのビーチクリーナの無償貸与 <u>市町村事業</u> ：市民によるボランティア清掃時の重機使用や看板の設置
三重県	<u>都道府県事業</u> ：海岸漂着物問題に関係する人々が一堂に会し、それぞれの取組み等の情報を共有し、今後の対策や各主体間の連携、次世代育成等について考える場として、海岸漂着物対策セミナーを実施した。
和歌山県	<u>都道府県事業</u> ：啓発パネル及びパンフレットの作成
香川県	<u>都道府県事業</u> ：ボランティア活動保険支援
愛媛県	<u>都道府県事業</u> ：愛ビーチ・サポーター（※）の活動に係る支援（ボランティア保険、軍手、ゴミ袋の提供等）、市町の一斉清掃におけるゴミ袋等の消耗品の提供
福岡県	<u>都道府県事業</u> ：普及啓発ポスター、リーフレット作成、ボランティア傷害危険保険加入 <u>市町村事業</u> ：清掃イベントの費用
宮崎県	<u>都道府県事業</u> ：清掃ボランティア活動に対する補助

※愛ビーチ・サポーター…愛媛県公共土木施設愛護事業の一環として、県管理の海岸・港湾緑地の一定区域について、住民団体、海岸愛護団体、NPO、企業等の自発的な清掃ボランティア（原則として10人以上）を募集し、海岸・港湾緑地（「海岸」）の愛護サポーターとして登録した団体。

12 海岸漂着物の未回収物の事例

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物として回収しないものについて表 12-1、図 12-1 にとりまとめた。「その他」には鯨の屍骸や大きな流木、塩水を吸い重くなった漂着物などが挙げられていた。

表 12-1 回収されない海岸漂着物（複数回答有）

未回収物	都道府県数	都道府県名
中身の不明なポリタンクや缶	4	石川県、香川県、福岡県、鹿児島県
海藻、動物、貝殻、海藻等自然物	4	千葉県、神奈川県、長崎県、鹿児島県
漁具、魚網	4	宮城県、千葉県、香川県、鹿児島県
電化製品	3	石川県、香川県、鹿児島県
処理施設で処理できないもの	2	愛媛県、鹿児島県
産業廃棄物	2	千葉県、愛媛県
その他	6	宮城県、千葉県、神奈川県、愛媛県、福岡県、鹿児島県

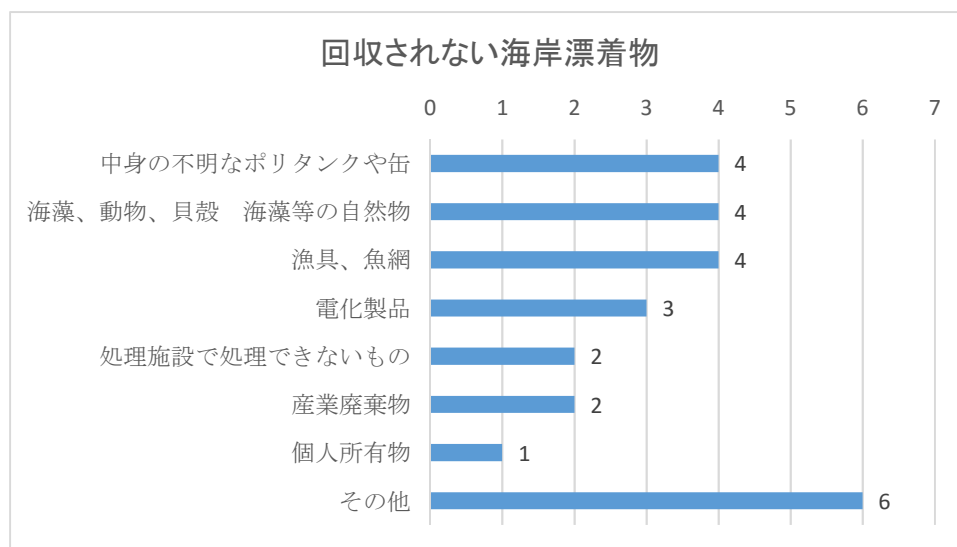


図 12-1 回収されない海岸漂着物（複数回答有）

1.3 各都道府県別、海岸漂着物対策の専任担当の設置状況

各都道府県から得られた、海岸漂着物対策に専任の担当の設置状況についての回答を表13-1、図13-1にとりまとめた。

表 13-1 海岸漂着物対策の専任担当の設置状況

設置状況	都道府県数	都道府県数
専任の担当者を設けている	7	北海道、青森県、秋田県、神奈川県、三重県、香川県、長崎県
専任の担当者を設けず、兼業で行っている	37	岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
未回答	3	埼玉県、長野県、滋賀県
計	47	

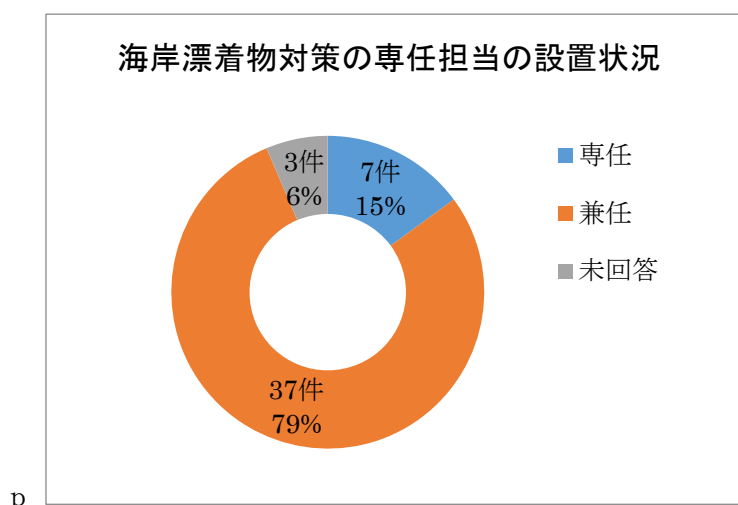


図 13-1 海岸漂着物対策の専任担当の設置状況

14 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当た る課題

都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当た
る課題等についてとりまとめた。

① 課題、提案及び要望（財政以外）

海岸漂着物処理推進法の施行の有無にかかわらず、各都道府県において、海岸漂着物
対策の推進にあたり意見が得られた課題、提案及び要望等についてまとめたものを表
14-1 に示した。

表 14-1 課題、提案および要望（財政以外）

発生抑制・啓 発及び情報 公開	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発の効果的な評価方法の検討 ・発生抑制対策事業に流入河川敷における廃棄物の除去を加えたい。 ・環境に比較的関心のない人に対する効果的な啓発活動 ・効果的な発生抑制対策の情報提供
仕組み・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・河川敷等内陸部のゴミを回収処理できる事業の創設。 ・海岸漂着物は排出者が特定されにくく、また海外由来のものもあるな ど、各自治体が個々に回収、処理しても根本的な対策になかなかつな がらない現状がある。当該内容に円滑に対応するため、今後も引き続 き国が先導して海岸漂着物対策に取り組んでほしい。 ・河川流域の上下流に渡る幅広い地域の関係者が連携した発生抑制対策 の先進事例の収集・紹介 ・市町のおごみ対策の窓口一本化 ・海岸漂着物だけでなく、漂流物についても処理責任の明確化 ・柔軟な執行が可能な制度設計とすること ・国庫補助金に付随した各種調査の簡素化、調査項目の見直し及び重複 の解消 ・県域を越えた問題である海岸漂着物の削減に向けては、広域的に連携 した取組が必要である。ただし、関係各市が連携して費用を負担し事 業を実施するためには、予算措置に関する考え方が各県市で大きく異 なるため、事業具体化に向けた調整が必要である。 ・
国際問題	<ul style="list-style-type: none"> ・海外から漂着したごみへの発生抑制や廃棄物の適正処理の諸外国への 要請 ・外国や外国籍の船舶などが漂着ごみの原因者である場合、処理費用の 求償などについて、国際的に調整する国レベルの漂着物対策調整機関

	<p>を設立すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国において、外交上の対応方針、状況について、丁寧に説明していただきたい。 ・日本海沿岸諸国に対し、漂着ごみの原因の究明とその防止策、監視体制の強化について、国において働きかけること。 ・漂流・海底ごみ回収を国直営（回収船建造）で実施すること及び諸外国との交流事業について国直営による実施をお願いしたい。
事例の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・河川流域の上下流に渡る幅広い地域の関係者が連携した発生抑制対策の先進事例の収集・紹介 ・アシ、草などの自然物の漂着への対応策の検討、事例の収集、紹介 ・漂着物の効率的な回収・処理方法の取組み事例の収集・紹介 ・発生抑制対策に係る事業について、どのようなことができるか各都道府県で実施されている事業の紹介
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特定漁具等有害物質を含む海岸漂着物の漂着状況の調査が毎年行われているところであるが、それにとどまらず、特定漁具等が生態系も含めた海岸環境へ及ぼす影響の度合い、対応方針・指針を示していただきたい。 ・環境省が実施しているマイクロプラスチック調査について、沖縄近海も調査範囲に含めるとともに、今後の対策方針・指針について示して頂きたい。

② 財政支援に関する要望

海岸漂着物対策に関する国による財政支援に関する要望についてまとめたものを、表 14-2 に示した。

表 14-2 財政支援に関する要望

<p>恒久的、十分な額の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた海洋ごみ対策に必要な予算額の確保による地方負担の軽減や特別交付税措置の充実など、海洋ごみ対策が継続的かつ計画的に実施可能となる恒久的な財政措置 ・漂着の未然防止や漂着物の処理等に要する経費について、法律に基づき、十分かつ恒久的な財源措置を講ずること。 ・補正予算により現行の補助率を維持し今年度までと同規模の海岸漂着物等の回収・処理を行うことが可能となるように要望します。 ・地方自治体の負担増とならない補助率の設定をお願いしたい。 ・補助率が下げられる傾向にあり、自治体負担に限界がある。 ・海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等対策について、同法の規定等を踏まえ、国において全額を負担するとともに所要額を確保することを要望する。 ・今年度から、海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領 第2の(1)で、海洋ごみの発生抑制対策に係る事業の補助対象経費を、事業全体の補助対象経費の総額の1割以上となるよう努めることとされているが、回収・処理費用の確保のため発生抑制対策に要する予算の確保が困難であり、1割以上とすることは難しい。
<p>制度の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方負担が極力生じないよう制度改善 ・海岸漂着物処理推進法第31条に基づき、海岸漂着物等対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため、必要な法制の整備を早期に行っていただきたい。 ・海岸漂着物の発生抑制として実施する管理者等が河川ごみの回収処理に要する経費について財政上の措置を講ずることをご検討いただきたい。 ・外国や外国籍の船舶などが漂着ごみの原因者である場合、処理費用の求償などについて、国際的に調整する国レベルの漂着物対策調整機関を設立すること。 ・漂流・漂着物の処理に係る災害関連補助事業の採択基準を緩和する ・財政規模が小さな町は、町負担金（補助裏）を捻出できず、海岸漂着物回収事業を実施できない事例があるので、特に過疎地域や離島については全額国庫による補助を実施するよう早急に補助金要綱を改正すべき。 ・平成30年度以降も海岸漂着物等地域対策推進事業を継続していただき

	<p>たい。継続にあたっては、本県のように、首都に隣接し国民の利用が多く、東京オリンピックのセーリング競技の会場となっている海岸が地域の活性化に果たす役割は大きいことから、その重要性に鑑み、補助率を10割に復元していただきたい。</p>
--	--